

○山田委員長

ただいまから、決算審査特別委員会を開会します。

ただいまの出席委員は17名です。委員定数の半数以上に達していますので、この委員会は成立しました。

本委員会の日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

本日の遅刻の届出が小高良則委員からありました。

以上で報告を終わります。

直ちに会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員に新見準委員、木内文雄委員を指名します。

これから議案の審査を行います。

当特別委員会に付託された案件は、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、以上の6件です。

本日は、議案第8号、令和元年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、歳入全款及び歳出は総務常任委員会所管事項の審査を行います。

審査の順番は、お手元に配付の決算審査特別委員会審査予定表により行います。

委員の皆様に申し上げます。

質疑は、議事運営の能率を図る上から、決算書等の内容に沿ってページ数を明示した上で内容を明解にして質問されますよう、お願いいたします。

また、本特別委員会の発言時は、ご自身でマイクのスイッチを押して赤に点灯してから発言してください。発言が終了しましたら、もう一度スイッチを押して赤を消灯させてください。よろしくお願いいたします。

これから歳入の審査を全委員で行います。委員1人あたり1回の質疑時間は答弁を含め10分程度とし、交代制を導入して行いますので、よろしくお願いいたします。残時間はモニターに表示されます。

最初に、歳入1款市税から12款交通安全対策特別交付金、17款財産収入から20款繰越金及び22款市債の審査を行います。

質疑を許します。質疑はございませんか。

○丸山委員

それでは、トップをやらせていただきます。

それでは16ページ、17ページ、市税について、お伺いいたします。

市税は前年度と比較して1億5千万円の増となっております。いつもの年よりも多く増収ということになったわけですが、ここに来てコロナという大変な問題が出ております。来年度のコロナにおける影響、見通しというのはどのようにお考えなのか。せんだつても、このような質問はございましたけれども、再度答弁いただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○土屋課税課長

お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響に対する来年度の予想というか、見込みというようなご質問だと思います。

まず、現在の日本の状況としましては、日銀が発表しました、6月に発表されているんですけども、企業短期経済観測調査というのがございまして、そういった中では、まず宿泊、飲食業が大きく落ち込んでいるというのが一番の特徴になっているかと思えます。逆に、小売業などにつきましては、自粛期間の関係で、小売業については回復傾向にあるというふうになっているんですけども、回復傾向は小さく、その他の事業においても落ち込みが激しいということで、リーマンショック以来の低水準になっているということが記載されておりました。まだ新型コロナウイルス自体の収束の見込みも立っていない状況ですので、この先の状況次第というのものもあるんですけども、それこそリーマンショック以来の低水準になるのではないかと予測しています。

○丸山委員

そうしますと、八街ではどのぐらいの税収が見込めなくなっていくのか、大体どのぐらいなのか。

○土屋課税課長

あくまでも現時点の予測なんですけれども、先ほど申し上げた宿泊、飲食業というのが八街の基幹産業ではないというものはあるんですけども、リーマンショックのときの減収などを分析しますと、前年度比で約10パーセント程度の減少が発生しておりましたので、その辺の数字も踏まえて、なおかつ、この先の状況なども予測、なかなか難しいところなんですけれども、しますと、それ以上の減少があるのではないかと予想しております。

○丸山委員

コロナによる財政悪化ということで、行政サービスの低下につながりかねない。国に対して安定した財政運営ができるように、交付税の増額を求めていく必要があるかというふうに思いますが、市長はその辺について、どのようにお考えでしょうか。

○北村市長

実は全国市長会あるいは千葉県市長会におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響に伴いまして、国、地方を通じて極めて厳しい財政状況になるということが見込まれる中、社会保障関係経費、都市自治体の行政運営に必要な財政事情については、単独事業を含め、的確に地方財政に反映させていただきまして、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保するということが、全国市長会、千葉県市長会で決議しています。

○丸山委員

やはり市長会でもそういう動きがあるということのようなんですけども、これはやはり小まめな取組で、ぜひとも例年の交付税を確保できる、そういう取組をぜひ進めていただきたい、このことを重ねてお願いしたいと思います。

それから16、17ページなんですけれども、市税の不納欠損について、お伺いいたします。

不納欠損は前年度より若干増えております。9千928万円となっておりますけれども、地方税法第18条の消滅時効、5千875件のうち、市外の方の件数ですね、どのぐらいの件数なのか、また人数はどのぐらいあったのか、お伺いします。

○酒和納税課長

市外、県外の滞納者の方なんですけれども、地方税法第18条第1項は今おっしゃられた、いわゆる消滅時効による不納欠損人数の市内、市外の内訳につきましては、市内が1千695人、市外が672人で、合計2千367人でありました。

また、市外の672人につきましては、県内が487人、県外が185人という結果になっております。

以上でございます。

○丸山委員

県外の方々にする、この間の対策ですね、どのような取組がされてきたのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○酒和納税課長

市外、県外の滞納者の方々に対する滞納整理でございますけれども、令和元年度までは例年9月頃から管外の方々の調査を進め、特に11月と12月の集中滞納整理期間に管外の調査をする中で、財産のあった方々を中心に滞納処分を行っているという状況でございました。そこで、昨年度のご指摘もございまして、令和2年度からは新たに市外の担当者を設けまして、常時、財産調査等を行う体制をとっております。

以上でございます。

○丸山委員

市外の担当者というのは何名ぐらい確保されているのか、その辺についてはどうでしょうか。

○酒和納税課長

納税課内でちょっと調整しまして、収税第1班を1名増にしまして、1名を常時置いてございます。また高額担当、市外の高額担当ということで、市内の高額と合わせて、もう1名が付いているような状況でございます。

○丸山委員

固定資産税について、16ページ、17ページ、同じですが、お伺いいたしますが。

市税収と共に大きな財源となっている固定資産税が約7千万円の増ということになりました。土地、家屋、償却資産、それぞれどのぐらいの伸びだったのか、その辺について、お伺いいたします。

○土屋課税課長

お答えいたします。

固定資産税の伸びにつきましては、土地につきましては0.6パーセントの増、額にしまして460万8千円。家屋につきましては2.3パーセントの増、額にしまして3千243万6千円。償却資産につきましては8.8パーセントの増で、5千300万1千円の増。合計しますと3.2パーセントの増で、9千4万5千円となっております。

以上です。

○丸山委員

償却資産について、お伺いいたします。

これは毎年1月1日現在で資産を申告する義務があるわけですね。義務があるわけなんです
が、ここ3年間の申告件数は増えているのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○土屋課税課長

申し訳ございません。今ちょっと数字を持ち合わせておりませんので、後ほど報告させてい
ただきます。

○山田委員長

では、10分たちましたので、一旦ほかの委員と交代いたします。

○京増委員

市税について、お伺いします。意見書の7ページでございます。

消費税増税、社会保障改悪の中、徴収強化もあって、不納欠損額はこの間、減少しておりま
した。しかし、令和2年度は増加しました。収入未済額の減少は継続しておりますけれど、
この間、減少額は下がっています。収納率が上がっている中で収入未済額が増えた要因は何
なのか、お伺いします。

○酒和納税課長

実際、収納額も必要なんですけれども、あとは全体の調定額というところもございま
して、収納未済額なんですけれども、収納済額及び不納欠損額の具合によって、そういった
ような結果が出る場合があると思っております。

以上でございます。

○京増委員

先ほどの質疑の中では、税収が来年度は、次年度は減るといような答弁だったと思うん
ですけれど、不納欠損、また収納未済額の状況についてはどのように捉えているのか、お伺い
します。

○酒和納税課長

お答えします。

今年度、まず令和2年度8月末の収納状況で見ますと、現年課税分の調定済額が69億
4千144万2千894円、対前年度比プラス3千39万7千925円となっております。
また、収納済額は37億8千351万1千583円ということで、対前年度比といたしまし
ては7千984万5千193円の増という形になっております。そして収納率が54.
5パーセントと、対前年度比プラス0.9ポイントという状況になっています。また、滞納
繰越分の調定済額におきましては、調定済額9億7千975万5千195円、対前年度比マ
イナス1億3千892万8千437円、収納済額8千891万8千732円、対前年度比マ
イナス1千917万8千117円、収納率9.1パーセントで、対前年度比マイナス0.6
ポイントという状況になっております。

合計といたしましては、調定済額79億2千119万8千89円、対前年度比マイナス1億

853万512円。収納済額38億7千243万315円、対前年度比プラス6千66万7千76円。収納率48.9パーセントと、対前年度比では1.4ポイントの増というような状況になっております。

8月末の収納状況につきましては、現年課税分の調定済額が69億4千144万2千894円、収納済額が37億8千351万1千583円、収納率が54.5パーセントで、先ほども申し上げましたけれども、対前年度比で約8千万円の増、滞納繰越分で対前年度比約2千万円の減、合計で対前年度比で約6千万円の増というような形となっておりますので、ちょっと現在のコロナの状況は非常に心配されますけれども、現時点におきましては、このような状態で、大きな悪化がなければ昨年度並みの収納額が見込めるのではないかと、一応、担当課としてはそのような形で考えております。

以上でございます。

○京増委員

本当に悪化がないようにと期待したいところですが、全国的にも経済は悪化しているところでは、本当に市民の暮らしをいかに守っていくかということが大事なと思います。

次に、市税不納欠損の内訳についてなんですが、8ページです。

地方税法第15条の7第4項、滞納処分の執行停止の……。

○山田委員長

京増委員、一旦、発言をお止めください。

主要施策の8ページですか。

○京増委員

意見書です。

○山田委員長

意見書。失礼しました。

○京増委員

市税不納欠損の内訳についてです。

地方税法第15条の7第4項、滞納処分が3年継続しての不納欠損なんですが、前年度比、件数、金額、共に増えた理由について、お伺いします。

○酒和納税課長

今、地方税法第15条の7第4項の額について、前年度に対して増えた理由ということなんですけれども、我々、納税課職員は滞納整理をしている途中で、滞納処分の停止の要件について、当てはまる方が、その都度、その都度、見つかり次第、滞納処分停止の決議書を回すようにしております。そういったようなことを積み重ねて1年がたつんですけれども、同じような形でやっっていながらも、その年々で多少の増減が出てくるというような状況になっていきますので、たまたま今は京増委員の方で言われたような結果になったというような形で認識しております。毎年、増減については出てくるものと考えております。

以上でございます。

○山田委員長

京増委員、一旦ちょっと待ってください。意見書はあくまで参考資料なので、決算書あるいは主要施策の成果の説明書に基づいて質問をお願いいたします。

○京増委員

市税全体について、ごめんなさい、決算書は8ページから9ページです。

それでは、先ほどの質問なんですけれど、結局、生活が窮乏、これ以上は窮乏させないために3年間の執行停止が行われて、そして結局、生活改善、収入の改善がなくて不納欠損になったというわけですね。ですからね、本当に3年間は生活が大変だなと思いつつも不納欠損になったというようなことなんですけれど、本当にこういう方が、先ほどは市税はこのまま行けば去年並みかなと、前年並みかなということなんですけど、このような、生活が困窮するかもしれないような納税者、この納税者は次年度はどういう状況になりそうなのか、お伺いします。

○酒和納税課長

冒頭から今回の新型コロナウイルスというような影響がかなり出ているというようなことで、私も4月当初から納税課職員に対して、今は世界的に前代未聞の厳しい状況になっているというようなことを話させていただきました。

今回、徴収猶予の特例というのがございまして、そちらにつきましても、あらゆる手段を通じてPRを図って、電話や窓口で相談される方に対しては、こちらの紹介ですとか、あとは国民健康保険税の減免制度等もありますよというような形でご説明させていただいております。

今現在、8月末なんですけれども、徴収猶予関係で約100件の申請が出てきておりまして、金額にしますと2千万円弱の申請が出てきている状況でございます。このままの状態が続きますと、納期限が来る翌月の分を申請、目安としては、そのときの収入の状況で納税の猶予制度につきましてもは翌月分の納期限を迎えるものに対して申請できるということで、1期分にされた方が、2期分、3期分が来るに従って、また追加で納税猶予というような形で申請してきております。そこら辺のところを考えると、収入が減った方については、そういう特例の徴収猶予制度や減免制度を有効に利用させていただいて、今の事態を乗りきっていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山田委員長

10分たちましたので、交代します。

ほかに質問のある委員は。

○山口委員

すみません。ふるさと納税について、ちょっと特化して質問させていただきます。

まず、市税に関して。

○山田委員長

山口委員、ページ数をお願いします。

○山口委員

はい。まず市税です。市税ですから、ふるさと納税に関連して、市税、これについては控除される場所もあると思いますが、現状、昨年度は、ふるさと納税に対する控除された額というのはいかほどなのか、お伺いします。

○渡邊企画政策課長

ふるさと納税に関しまして、落花生の郷やちまた応援寄附金、昨年度の一般分の収入につきましては6千401万6千500円という数字でございました。それで、市民税の控除額につきましては、県の方に報告している数値でございますけれども、令和元年分の数値でございますが、2千720万円ほどの控除額という数字を把握してございます。

○山口委員

ということは、簡単に言えば、入ってくる方が多かったというふうに認識させていただきます。

39ページのふるさと納税、先ほども話ございました。一般の方、通常の寄附が4千707件であって、6千401万6千500円か。災害支援寄附が529件で、1千719万7千420円という形になっております。

そのうちの災害支援寄附がどのように配分されるかというのはわかりますでしょうか。歳出になってしまうかな。大丈夫ですか。

○會嶋総務部参事

令和元年度の災害関係、まず10款で1千200万円程度、それから繰越されているものともございますので、全体的には10款で計上させていただいた災害復旧費、それに財源として使っております。

○山口委員

すみません。ちょっと歳出にまたがっているところもありましたので、大変失礼しました。

本当に多くの方に寄附をいただいたということは、昨年度に台風があった中で本当に全国の皆様から寄附をいただいたということで、大変感謝しなければならないというふうに感じております。大変多くの寄附をいただいたということに対して、心から感謝いたします。

以上です。

○山田委員長

ほかに質問は。

○丸山委員

それでは私、先ほどの固定資産税の質問が途中になっておりましたので、引き続き、ここでお伺いしたいと思います。

先ほど償却資産について、お伺いしていたところなんですけれども、先ほどは伸び率は把握できていないということだったんですけれども、予算編成方針では税負担の公平性の観点から課税客体の捕捉に努めるとしているわけですね。滞納世帯だけを対象とせず、やはり償却資産にしっかりと対応すべきではないかなというふうに思いますが、その辺について、どのような対応をされてきたのか、令和元年度ですね、お伺いしたいと思います。

○土屋課税課長

償却資産の実態調査ということなんですけれども、令和元年度につきましては、新規の法人の設立の際に、あくまでも書類上の審査という形になるんですけれども、そういった形で確認させていただいているだけという状況です。

○丸山委員

市のホームページには、償却資産の種類と具体例ということで案内されているんですね。案内はされているんですけれども、これを見ただけでは実際、うちは関係ないねと、そういう内容になっています。富里市は大変細かに分かりやすく案内しています、富里市のホームページの償却資産。これは償却資産の対象になりますよと、大変見やすく分かりやすく、誰が見ても、これがそうなんだと。八街市のものは大変に大ざっぱですね。これでは償却資産に対する申請、申告は多分しないと思います。

やはり新年度予算の中で本当に、予算編成方針の中で課税客体の捕捉をちゃんとやっていくんだよという方針が出ているにもかかわらず、こうした償却資産に対しては大変甘い対応であると私は思います。後でまた富里市のホームページを見ていただくと分かるかと思いますが、ぜひ参考にさせていただいて、ホームページでも、やはり市民に分かりやすく、これが対象になるんだと、しっかりと自覚していただくような取組、それが求められていると思いますので、ぜひそういった取組を強めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○土屋課税課長

今、ご指摘いただきましたことにつきましては、まず富里市の方を確認させていただいた上で、その他の市町村につきましても、今、委員のお話があったように、誰が見ても分かるような形をとればと思います。ホームページ自体は常にリニューアルしているつもりなんですけれども、そういった点について、改良を加えていきたいと思っています。

○丸山委員

ぜひそういった取組を強めていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、18ページ、19ページの地方消費税交付金についてであります。

11億6千700万円、前年度より2.74パーセントの減となっているわけなんですけれども、10月からは消費税増税に伴う増収というのがあったはずなんです、それは見込めなかったのかどうか、その辺について、お伺いします。

○會嶋総務部参事

消費税は今年の10月から増税ということで上がってはいるんですが、各市町村、団体に交付されるのは半年後以降になりますので、昨年度、下半期分の交付につきましては今年度の方で加味されるという形になります。

○丸山委員

それでは半年後以降のために令和元年度の方では反映されていなかったということで了解いたしました。

しかし、消費税というのは、増税分はまだ8パーセントのところになると思うんですけれども、社会保障の財源に全て繰り入れていきますよという、そういった国の説明の下に増税さ

れてきているわけですね、また10月も10パーセント増でしたということなんですけれども、実際に投入されているのは消費税増税分、全国でも約1割程度しかないわけですね。本市の社会保障事業費91億9千600万円になっているわけなんですけれども、消費税の社会保障財源分として、わずか5.5パーセントとしか充てられていないと。

社会保障の充実どころか市民への増税ということで大変な負担になっているというふうに思うわけなんですけれども、10パーセントになって、市民の負担というのは大変なものになっているのではないかと。もちろん八街市にとっても10パーセントになったことによって市の運営に関わって、いろんな意味で消費税が被さってくるという点で、市民にとっても、自治体にとっても大変な負担増になるというふうに思うわけなんですけれども、市長は消費税増税に関して、どんなふうを受け止められているのか、お伺いしたいと思います。

○北村市長

コロナに関して、全国市長会でもコロナに関わる地域経済対策等として、国に対しまして中小企業、農林漁業者への支援、消費喚起対策の実施、地方の安定的な財政運営に必要な財源確保などについて、要望しております。

また、コロナ対策としての消費税の引下げ等々のご意見があることは承知しておりますが、一方で消費税は幼児教育保障の保育の無償化等々、持続的な社会保障制度の原資になっているところがございます。消費税の在り方につきましては、経済対策等々を含めまして、国会等におきまして十分議論していただきたいと思っております。

○丸山委員

やはり市民の暮らしを預かる市長は、今、市民が消費税増税でどんな状況になっているのか、もっときめ細かに把握する必要があるというふうに思います。国で議論していただくのではなくて、市長会を通じて、あるいは市長自身も国に対して、市民の消費税増大に対する暮らし向きが本当に悪くなっている、そういうことをきちんと伝えていただきたい。

そしてやはり消費税、今は5パーセントという、そういう声が国民の中には上がっています、消費増税を増税しなくても日本の政治は進められていく、このことは私ども共産党は、大もうけをしている大企業からきちんと消費税をとりなさいよと、税金をとりなさいよと、あるいは減税している分をなくせば十分対応できるということを明らかにしております。ぜひそういう意味でも、市民の暮らしを守る立場から消費税をしっかりと見ていただきたい、そして意見を国に上げていただきたい、このように思います。

次に、20ページ、21ページの地方交付税についてであります。

時間がなくなってしまうかな。

○山田委員長

ほかに質問は。

○林（政）委員

歳入の47ページの児童館整備事業で600万円が計上されていますけど、これの原資は市債でよろしいでしょうか。

○會嶋総務部参事

47ページの22款市債の項目の民生債、児童福祉債で、児童館整備事業費600万円がございませう。これは市債、地方債ということで、児童館整備事業ということで設計事業、設計業務の財源として600万円を借入れたものございませう。

○林（政）委員

主要施策の成果の説明書の7ページに市債の状況一覧表というのがありますね。児童館整備事業というので銚子信用金庫から600万円お借りしている。なぜか、これはミスじゃなくて、どういふあれか分からないですけど、0.9パーセントなんですね。ほかの年利率が0.24パーセントあるいは0.10パーセント、高くても0.2パーセントなんですけれども、下の方にもう一つ、事故繰越分で銚子信用金庫が出てくるんですけど、1千640万円、これも0.9パーセントなんですよ。すごい金利だと思ふんですけども、もしこれがそのとおりだとしたら、借換えをしても、まだ安くなるのではないか。しかも、たしか3年据置き20年なんですね。なんで、銚子信用金庫の案件だけ0.9パーセントなんでしょう。数字の間違ひなのか、それとも0.9パーセントで合っているんでしょうか。

○會嶋総務部参事

現在、地方債は入札で借入先を決めております。長期期間であつて、さらに定額ということで、条件的には非常に不利な案件でございまして、結局のところ、一番安い0.9パーセントの金庫が通つたということございませう。

○林（政）委員

結局、0.9パーセントというのが一番安いということになるんでしょうけれども、今これだけの金額を八街市で募集したら、もうちょっと低金利で、0.9パーセントというのは私の感覚からするとなかなかあり得ないといふか、難しい数字だと思ふんですけども、借換えとか、もうちょっと金利を下げるといふか、そういう方法はほかに見当たらないんでしょうか。

○會嶋総務部参事

借換えのときは、例えば貸す側の条件とかもいろいろございまして、それについてはいろいろ協議しなければならないところもございませう。あと、県とかとの確認もつた上で、借換えということも可能かどうか、確認しなければなりません。

いずれにしても、まだこれは借りたばかりで、借りた後にすぐ、また借換えさせてくれといふことは当然無理だといふことは、多分これは誰が聞いても明らかだと思いますが、この先、額的にはそんなに大きな額ではないといふところも多分、気になっているところではあります。たとえ額が少なくても、やはり建物自体がこれから20年、30年と使っていくものございませうので、皆さんに公平に負担していただくといふ考え方には変わりありません。ですが、借換えといふ方式、方法についてはこれから検討させていただきたいと思ふます。

○山田委員長

よろしいですか。

ほかに質問は。

○京増委員

決算書16ページの市税について、お伺いします。

地方税法第15条の7、4項、5項については、先ほど市税については次年度も今年並みだろうというような答弁があったんですが、やはり個々の生活状況が変わらなければ、4項、5項については不納欠損が増える可能性はあるのかなと思うんですが、第18条の第1項については前年度、そして令和2年度も不納欠損額が減っています。ということは、払える方々、5年たったら時効になるという項目なんですけど、払える方については収納できたということだろうと思うんですけど、不納欠損、それから未済額を出す中で、一生懸命に徴収されてきたと思うんですが、この中で生命保険や学資保険などの差押えは何件ぐらいあったのか、お伺いします。

○酒和納税課長

差押え件数ということですが、令和元年度におきまして不動産が29件、対前年度比42件の減、動産が3件で昨年と同数、預貯金が391件で対前年度比13件の減、給与が185件で対前年度比93件の減、その他としては154件で対前年度比46件の増ということで、その他154件の内訳といたしましては、生命保険が98件、還付金が28件、年金の方が14件、あと賃料、自動車が各3件、売掛金、出資金が8件となります。全体では762件で、対前年度比102件の減というような形になっておりますけれども。

学資保険というようなことでもございましたけれども、令和元年度の学資保険の差押え実施件数は9件でございました。また、換価実績としては4件というような結果となっております。以上でございます。

○京増委員

すみません。4件というのは何でしたか。

○酒和納税課長

差押えてから、実際に差押えの状態を抑えているという状況なんですけれども、その後のやり取りの中で、どうしてもこれを換価しなければいけない、お金に換えて市税に充当しなければいけないと、そういうものが4件あったというようなことでもございます。

○京増委員

換金したと、本当に差押えたのは4件ということですね。

令和元年度は4件だったんですが、例えばその前の年、この3年間ぐらいはどうなっているのか、お伺いします。

○酒和納税課長

ちょっと今手持ちの資料で申し上げますと、平成27年度が4件、平成28年度が3件、平成29年度が2件、平成30年度が1件、そして昨年度が9件というような状況となっております。

○京増委員

今、

若い方たちの生活は大変厳しい。この中でやはり学資保険まで差押えるということは、もうほかには差押えるものがないということではないかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○酒和納税課長

いろいろと財産調査を入念にやってきた中で、優先順位というような形として、生命保険につきましては、例えば給与や預貯金よりは順位的には下の方に置いているような状況でありますけれども、どうしてもほかに財産が見つからないというようなケースについては、こういったような生命保険、学資保険につきましても滞納処分、差押えの方をやらせていただいている状況でございます。

○京増委員

私も度々申し上げておりますけれども、子どもたちにちゃんと職に就いてもらうためにも教育を受けさせたい、これが親の当たり前の気持ちだと思うんですね。先ほども答弁がありましたけれども、ほかにはもう差押えるものがなくて、学資保険を差押えるという答弁なんですけれども、それは私はあまりにも冷たいと思うんです。今、本当に各家庭が、大学生についても親が援助できない、自分で学費を納めなければならない、そして食べていかなければならない、こういう状況ですよ。そういう中でやはり学資保険があれば少しは、大学に行ったときだって、専門学校に行ったときだって救われる。今ほど、ここにはやはり手を付けてはいけない、こんなときはないんじゃないかと思うんですが。

先ほど、令和元年度の9件のうち4件はやめたということなんですけれども、やはり学資保険は手を付けない、子どもたちに教育を受けさせる、そういう希望を持ってもらう必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○酒和納税課長

今、委員さんのご指摘もございますけれども、我々の方で今後におきましても地方税法等の規定を踏まえ、納税者の個別具体的な実情を把握した上で、減免や猶予制度の適用を含め、適切な執行に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○京増委員

副市長に伺いたいんですけど、市の方も県の指導を受けていると思うんです。やはり県としても各自治体の状況をしっかりと考えていただきたい。ましてや、将来のある若い人たちに対して希望を持ってもらう、そういう徴収の仕方が必要だと思うんですけど、この点について、県へ、副市長から提案していく必要があると思うんですが、ぜひ私はこの点をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○橋本副市長

今ちょっと県の間人ではないので、県の立場として、ちょっとお答えすることはできませんが、基本的に、国をはじめとして、今課長からも答弁がございましたように、法令に基づいて、税は不公平が出てはいけませんので、そういう形で、担税能力のある方からは極力いただく。ただ、調査の結果、いろいろ難しい方もおりますから、そのときはいろいろ、分納ですとか、あるいは場合によっては処分の停止ですね、そういうことも含めて、それぞれに応じて丁寧に対応しているというところでございますので、ご理解を願います。

○京増委員

法に基づいて執行していくのは私は当然だとは思いますが、やはり今これだけ市民の暮らしが大変な状況で、大学も辞めなきゃいけない、辞めることも考えている、そういう人たちがたくさん増えている中で、やはり法に従いつつも状況を考えていく、希望が持てる、そういう徴収をしていくということを私はぜひ県や国にも考えていただきたい。そう思います。

以上です。

○山田委員長

会議中ですが、ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前 9時55分)

(再開 午前10時03分)

○山田委員長

再開します。

土屋課税課長より発言を求められていますので、これを許します。

○土屋課税課長

先ほど丸山委員の方から償却資産に対する申告の過去3年間の数字ということで、それについてお答えさせていただきます。

まず、平成29年度が1千554件となっております。このうち121件が新規の申告となっております。平成30年度につきましては1千677件、そのうち新規が147件。平成31年度につきましては1千772件で、そのうち新規が159件となっております。

以上でございます。

○山田委員長

ほかに質疑はございますか。

○木村委員

16、17ページなんですけど、市民税ですね。

やはり先ほどから皆さん、滞納繰越、滞納がすごく多いなということでご質問があったんですが、課長の方から答弁で、一生懸命に努力してやっているんですが、でもこれだけの数字が残ってしまうんですよというお話だったんですけど、この対象者は毎年同じような人たちが被ってくるのか、新規にこれだけの人たちが、滞納者が出てくるのか、この辺のところはどうだったんですか。

○酒和納税課長

今の木村委員のご指摘なんですけれども、やはりどうしても差押え等でなかなか納めていただけない方については、毎年同じ方が繰越していかなければいけないというような状況になっています。新規の方というお話なんですけれども、私どもの方で、なるべく現年課税分を翌年度に繰越さないような形で様々な対策をとっております。そこら辺で、なるべく新規の、翌年度に繰越しを少なくしながら、毎年続いているような方々を早く解消に向かわせていきたいというような形で進めております。

以上でございます。

○木村委員

いろいろときめ細かな対応をされているというふうに伺いましたけれども、毎年繰り返しこういう滞納をされている方の対応ですね、これを繰り返さないように、生活保護世帯という形での認定をしていくとか、何か別の形での救済措置というか、そういうものもあろうかと思うんですけども、そういう形での救済措置はとられているのでしょうか。

○酒和納税課長

日々の滞納整理の中で財産調査等を行って、財産のある方については差押えなければならぬというような規定になっておりまして、そちらの方の滞納処分というのを進めているところなんですけれども、もう財産がないとか、実際は不動産を持っていても抵当権で、仮に公売してもこちらの方に回ってこないというものについては、そういう徴収、換価等を行って、お金として入れてくるほかに、先ほどもありましたように地方税法第15条の7第4項というようなことで、滞納処分の停止をかけて見守っていくというような形でやっております。そういった中で資力が盛り返してきたりだとか、そういう方については滞納処分の停止を取消して、また再開するというようなこともやっているんですけども、今やっているのは、財産がある方については何とかして納めていただく、何も無い方については滞納処分を停止して見守っていくというようなかたちでやっております。

以上でございます。

○木村委員

どうしても納税できない人たちのためには、やはり自己破産という形もあろうかと思うんですよ。そういう形で自己破産した方に対しては、こういう数字には出てこないかなというふうに思うんですけども、自己破産後の救済を含めて対応されたことがあるかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○酒和納税課長

こちらの方で、そういったような情報については常に仕入れるような形をとっております。また、納税相談を行うにあたって、どうしても債務超過になって苦しんでいる方ですとか、今、自己破産というようなことがあったんですけども、債務整理をしたいという方につきましては、毎月、最終日曜日に、日曜開庁時に弁護士相談というのも行っておりまして、そちらの方を紹介して、これからそういったようなことを解消に向かわせるような手助けといえますか、生活再建型の滞納整理というのも行っております。

以上でございます。

○山田委員長

ほかに質疑はございますか。

○丸山委員

それでは20ページ、21ページの地方交付税について、お伺いいたします。

令和元年度は前年度と比較いたしまして4億2千700万円、11.78パーセントの増となっているわけですけども、額的には40億5千800万円。しかし、このうち4億円は特例交付税でありまして、全体的に普通交付税は2億円の増になっているというふうに見て

おりますけれども、3年前から臨時対策債の発行額を減らして償還額を増やしていくという方針に、国の方は取り組んでいるわけですが、この方針の下に、本来は市が自由に使える地方交付税への影響額、これについてはどうなんでしょうか。

○會嶋総務部参事

臨時財政対策債自体は国の財源が足らなくなったということで、それを地方と国とで折半していくという形で始まった制度ということで、ここ2、3年は、その分の一部が解消されて、その影響で臨時財政対策債が減額となってきている状況です。しかし、全体での財源不足というのはまだ解消されていないということなので、臨時財政対策債自体は伸び伸びで、ずっと続いてきているというところ。

あと、今朝ほどの情報ですと、来年度は八街でパーセント計算をすると交付税全体自体は1億円ぐらい減るのではないかなというような情報が、国の概算要求の中でうたわれています。ですので、逆に言うと、臨時財政対策債の折半の部分がまた復活して、臨時財政対策債が増えてしまうのではないかなというような懸念も当然されます。

あとは、各項目、単純に計算されて普通交付税という形で来る項目自体がどれほど伸びるかということになるかと思うんですけれども、やはりそれは歳入歳出のバランスということが影響してきて、先ほど来の市税の関係がどれだけ入ってくるのか、来ないのかによっては、相当な額が変わる可能性も当然出てきますので、市が自由に使える額ということだけを見ますと、あまり期待できないのではないかなというような推測で、来年度の予算などの編成に向かわざるを得ないと考えています。

○丸山委員

令和元年度の市債の中で償還金は18億7千万円なんです。そのうち臨時財政対策債が9億9千400万円、約10億円になるわけですね。今、臨時財政対策債に関しては折半だというふうに言われたんですけれども、臨時財政対策債の償還の財源は地方交付税になっていて、普通交付税36億5千万円のうち、27パーセントが臨時財政対策債の償還金の約10億円に充てられていくことになる。残りの地方交付税は26億5千800万円。これでは本当に財政運営が厳しくなるのは当然であると。経常収支比率が大変高くなっている、ここ数年高くなっていると言われてはいますが、これも当たり前のことだと。

自治体の歳出抑制や住民サービス低下につながっていくことは当然だというふうに思うわけなんですけれども、これを解消するためには、今、参事の方から説明がございましたけれども、来年度は1億円減になるのではないかと。大変心細い、国の方針が出されているわけですね。何としても地方交付税の法定率の引上げをしていく必要があるのではないかと、求めていくことが本当に必要ではないかというふうに思います。

市長、この辺について、地方の財源確保について、どのようにお考えなのか、その辺について答弁いただきたいと思います。

○北村市長

このたびの新型コロナウイルスの影響につきまして、大変、それぞれの自治体は恒常的な財源不足というようなことになろうかと考えております。先ほど會嶋総務部参事からも答弁が

ございましたとおり、地方交付税の財源不足につきましては臨時財政対策債によることなく、地方交付税の引上げを含めた要望を全国市長会で決議しておりまして、国に対してはしっかり各自治体の長が申し上げておりますので、私もそれに沿って努力してまいりたいと、常日頃から考えております。

○丸山委員

本当に住民サービス低下につながるような来年度の予算にしてはならないというふうに思います。ぜひこれは真剣に国に対して地方交付税の法定率の引上げを引き続き求めていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、22、23ページの土木。

○山田委員長

丸山委員、今は21ページまでで、その次が38ページになりますので、よろしいでしょうか。

○丸山委員

ごめんなさい。

○山田委員長

ほかに質疑はございますか。

○京増委員

それでは、42ページから43ページ、雑入の給食事業収入について。

○山田委員長

41ページまでで一旦切って、その後は46ページまでになりますので。

では、よろしいでしょうか。ほかに質疑はございますか。

○林（政）委員

決算書の17ページをご覧ください。

先ほども質問がありましたけれども、不納欠損が約10億円近くあるわけですがけれども、滞納整理において、八街は、先ほど件数がありましたけど、報告がありましたけれども、少しでも市が回収できるために、民売を進めたり、いろんな方法があると思うんですけれども、その辺の方法については、いきなり競売、公売というわけにはいかないので話し合い、そして話し合いが進まない場合はできれば民売していただいて、そこから徴収するのが一番お互いに納得できる数字じゃないかと思うんですけれども。

その辺、滞納の回収の手法について、県からおいでいただいて、手法もあると思うんですけれども、どのような滞納者の方に対応されているのか、お聞きします。

○酒和納税課長

お答えいたします。

今ご指摘がありましたように、約1億円の不納欠損がございます。従来からの古い時代の差押え、不動産の差押えが塩漬け案件ということで、県税OBの方に平成28年度から職員となっていて、そこら辺の処理も進めてきているところでございます。不動産の公売等も行っているんですけれども、中には相続財産管理人というような形で、そちらに依頼して

予納金等を払って債務整理、債務整理というか不動産の処分をしていただくような状況もあります。ちなみに、令和元年度でそういう案件が3件ほどございました。

以上です。

○林（政）委員

もちろん皆さん、ご承知でございますけれども、やっぱり第一抵当権をとらないと、第三とか、あれだと、結局、第一抵当権のある方にみんな持っていかれてしまいますよね、債権があっても。その辺、市として、第一抵当権の設定とか、そういうものに対してはどのように滞納者の方にされているのか、お聞きします。

○酒和納税課長

従来は不動産等を見つけたときには、そこら辺の抵当権について、深く検討せずに差押えをしていた時代もございました。現在については、今、委員さんのおっしゃるような、今この不動産を押さえて仮にそれを公売するというようなケースになったときに、間違いなく市の方に配当が来るというようなものに対して不動産の差押えをしている次第でございます。

ちなみに、せんだって1件、不動産をやった場合に、間違いなく市の方に優先権があるというようなものについては、やはり銀行からのプレッシャーがあったようで、銀行の借入れをするから解除してほしいというような案件もございました。ですので、そこら辺の優先権等もよく配慮しながら実施している状況でございます。

以上でございます。

○林（政）委員

先ほども話がありましたように、県の税のプロフェッショナルの方に八街市にお越しいただいてから急速に滞納率が減って、非常に成果を上げているように思います。

今、課長がおっしゃったように、特に微妙な問題なんですけれども、第一抵当権、第二抵当権、いろいろありますけど、この辺の専門性をお持ちの徴税吏員、こういうものは非常に専門性が要求されると思うんですけれども、その辺の担保は、少しでも滞納整理のために、そういうプロの養成も含めて、しっかりと担保できているかどうかをお聞きします。

○酒和納税課長

今お話がありましたように、県税OBの職員の方は非常に優秀な方ございまして、私も毎日見ている中で、常に分からないことですか不明な点があったら、県税OBの主幹にみんなが相談するような体制になっております。

また、県の税務課の方に今のところは2年に1度、約1年間、職員の方をそちらの方へ出向させて、県のノウハウを勉強してくるというような職員も養成しておりまして、今現在、納税課の中に県に出向経験のある職員が2人おります。

また、予定としては来年1名、県の方に出向して、手法を学んでみたいというような形で考えております。

以上でございます。

○林（政）委員

やっぱり人事交流じゃないですけれども、非常に成果を上げていると思うんですね。副市長

はお越しになってまだ日が浅いわけですがけれども、県の税務に精通されていると思うんですけれども、税金の滞納については、本当にお支払いいただけない方と、払える担税能力はあるんだけど払っていただけない方がいらっしゃると思うんですよね。担税能力があるのに、今の八街市には1億円ぐらいあるんですけれども、どうしたら、県のお立場から、払っていただけるのか、お支払いいただけるかという、何かお考えはお持ちでしょうか。

○橋本副市長

私も直接ちょっと税金をやったことはないのですが、詳しくは分からないんですけれども。やっぱり事前に詳細な調査は当然やるとしまして、その中で、この人は担税能力があって払える能力があるのではないかとということ、恐らく、いろいろ聞いている話の中では、やっぱりある程度の経験というんですかね、相手と接するときの、そういう経験とかも大きな要素になってくるということですので、今話がありましたけど、県のそういう専門的な部署で、特に県の中では結構若い人にまず税金を経験させているということ、そういう形で進めたりしています。もちろん、県の税金の関係は結構長い職員も多くて、そこでいろいろノウハウを持っている職員も多いかと思しますので、そういうところで、いろんな制度の理解はもちろんですけど、併せて、そういう進め方というんですかね、相手との交渉とか調査の仕方とか、そういうところを吸収していくというのは非常に有効かと考えております。

○林（政）委員

最後に、今の副市長の意見を受けて、やっぱり徴税吏員は非常に大変なんですよね、簡単に、同じ制度のあれでも、やっぱり対面とか、非常に厳しいものが要求されるんですけれども、特に徴税吏員で一番難しいのは、差押えの物件の資産価値を判定する方、これは一朝一夕にはできないんですよね、テレビが幾らで、冷蔵庫が幾らと、全部の値段を付けて、どれだけの担保の金額か、持っていくわけですがけれども、最後にそれを1点お聞きして終わりたいと思うんですけど、その辺の体制はどういうふうになっていますか。

○橋本副市長

ちょっと県の体制、詳しい税務課内での体制というのは把握しておりません。申し訳ないです。

○林（政）委員

八街市の体制というのは。

○酒和納税課長

先ほども申し上げましたように、今は県税OBの方に様々な角度からノウハウを、やっている職員は教わることができる状況になっています。私も様々な時代に、今の収税の仕事ですとか、納税課になってからも班長として3年間経験させていただいたりとかしたんですけれども、昔はそういったような体制になっていなかったのです。それを、今は県税OBの方を中心に、昔は手を出せなかったようなことまで当たり前に行ってもらっています。ですから、この体制や、先ほどの県との人事交流等、そういうパイプができれば、分からないことがあったら県の方にも問合せしやすくなりますし、今はそういったような次第ですので、今の状況を継続していければ前に進んでいけるのではないかと考えております。

以上でございます。

○山田委員長

ほかに質疑はございますか。

○丸山委員

ごめんなさい。地方交付税のところをもう一点、お伺いしておきます。

総務省が平成28年度からトップランナー方式を導入したわけなんですけれども、地方交付税の算定方式に取り入れたわけなんですけれども、八街市にとって、この5年間にどのような影響額があったのか、また本当にこれは効果があったのかどうか、どのようにお考えでしょうか。

○會嶋総務部参事

平成28年度から、実際のところ、今年の令和2年度までの5年間という形になります。今年分もほぼ交付税額が確定していますので、5年のトータルで申し上げますと、平成27年度基準から計算した結果、5年間のトータルで交付税額としては約2億2千万円程度の減額という形の結果が出ています。単年度計算でいいますと、例えば令和元年度の時点では5千400万円程度の減額というような結果が出ております。

国自体がどういった経過でこれをこしらえて、何を期待してこの数字を集めてというのか、配らずにして、それがどこへ、どういうふうになったのかということころは、正直なところ、私はちょっと分かっていません。ですので、実際、先ほど来から国の交付税率の話が出ているところなんですけれども、やはり団体、小さい団体にとっては暮らし、生活を守るというのが必要なものでありますので、これで終わって、次にまた何かウルトラCを出してくるのか、ちょっと今回、先ほど申し上げたとおり、来年の総額が減ってしまうということがありますので、これからの半年間の中、3か月ぐらいの中で、どんなウルトラCを使って、また我々みたいな、そういった団体からお金を持ってってしまうのかということころはすごく心配するところでございますが、こういった話も含めて、一団体とか一個人が声を上げたところで何の解決にもなりませんので、先ほど来、市長が申し上げていらっしゃるのとおり、組織として、団体として、国などに働きかけて、回復もしくは増額というようなところまで持ち上げていってほしいというのが本当のところでございます。

○丸山委員

今、参事が言われたように、本当に国は小さな団体に対して頭から本当に地方交付税を削減してしまうというやり方を5年間も続けてきました。総額2億2千万円だということで、私も大変びっくりしたわけなんですけれども。

やはり市長、地方交付税を、税率を引き上げようという中で、やっぱりこういった地方いじめのトップランナー方式のような、こういう削減の仕方はもう二度とやるなという、そういう要望も必ず上げていただきたいなというふうに思います。

市長会の中で、このようなトップランナー方式のようなやり方というのはどのように評価されていたのか、その辺について、お伺いしたいと思います。

○北村市長

再三申し上げて恐縮でございますけれども、今の地方の財源不足は相当危機的な状況であるということで、各首長さんも申し上げているところでございます。全体の地方交付税の法定率の引上げを含めた要望は常に粘り強く、全国市長会、千葉県市長会でも決議して、国に申し上げております。

今の丸山委員のトップランナー方式等々も含めまして、私どもも市長会の中でしっかり議論しながら、交付税につきましては法定確率の引上げを含めたことを絶対的に国に努力していただくよう、粘り強く、粘り強く申し上げてまいりたいと思っております。

○山田委員長

丸山委員、よろしいですか。

○丸山委員

はい。

○山田委員長

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

質疑がないようなので、以上で歳入1款市税から12款交通安全対策特別交付金、17款財産収入から20款繰越金及び22款市債の質疑を終了いたします。

会議中ですが、ここで10分間休憩します。再開後は歳入13款分担金及び負担金から16款県支出金、21款諸収入の審査を行います。

(休憩 午前10時33分)

(再開 午前10時42分)

○山田委員長

再開します。

次に、歳入13款分担金及び負担金から16款県支出金、21款諸収入の審査を行います。

質疑を許します。

○木内委員

決算書の23ページなんですけれども、細かいところで大変申し訳ないのですが。

収入未済金なんですけれども、庁舎建物使用料のところなんです、3万961円ということで、我々が庁舎とかを借りるときには結構前払いだったりするんですが、収入未済金について、お伺いします。

○會嶋総務部参事

これは市役所庁舎にレーダー観測器というのを設置してございまして、例年、年度末に入るべきところ、間に合いませんで、収入ができなかったということで、6月に収入済でございます。

○木内委員

同じく23ページなんですけれども、市営住宅使用料なんです、2千565万3千円ということで、非常に金額も大きくなっているんですが、市営住宅に入る方というのは結構、収

入等が厳しい方が多いというふうに認識しております。

この金額を、私は催促するというよりも、生活保護等に切替えて、この金額を減らす方法等が考慮されているのかどうかについて、お伺いします。

○飯田都市計画課長

収入未済額についてなんですけれども、これを減らすような努力ということだと思んですが、おっしゃられているような、例えば収入の状況に応じて生活保護とか、変わった内容によって、そういった相談というのは、こちらの方でも話を聞いた上でしていただくといったことは、取組は行っております。

あと、当然お支払いできない方に対しては、こちらの方からも催告等を行いまして、早急にお支払いいただけるようお願いしているところでございます。

○木内委員

生活が大変苦しい方については十分配慮していただきながら、相談に十分乗っていただければというふうにお願ひしますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、35ページなんですけれども。

風疹ワクチン助成金についてなんですけれども、県助成金なんですけど、補助金なんですけれども、予算の方で62万5千円となっておりますが、今回の決算の方では1万円しか補助がなかったというふうを書いてあるんですけれども、その辺の差異について、お伺ひいたします。

○小山田健康増進課長

こちらの方は風疹ワクチン接種の事業費の補助金として、接種した方の償還払いへの対応を見込んだ額でございましたが、償還払いに対応した申請が少なかったということでございます。

○木内委員

ワクチン接種の件数につきましては97パーセント等で、非常に努力されていると思いますので、償還払いの件で、もし補助金の方で対応できることがあれば、積極的に活用していただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

○山田委員長

ほかに質疑はございますか。

○京増委員

22ページから23ページ、使用料についてなんですけど。

児童クラブ保育料滞納繰越分について、1万4千300円ですが、これは何人分なのか、お伺ひします。

○田中子育て支援課長

こちらにつきましては、後ほど回答させていただきます。

○山田委員長

京増委員、ほかに質疑はございますか。

○京増委員

次に、下の土木使用料についてなんですが、市営住宅使用料の中で、滞納繰越分について、何人分なのか、お伺いします、何世帯分か。

○飯田都市計画課長

滞納繰越分という形ではないんですが、全体という形で説明させていただけるのであれば、現年分と過年度分、それを合わせて69世帯という形になります。

○京増委員

すみません、もう一回。

○飯田都市計画課長

よろしいですか。現年分と過年度分、こちらを合わせて69世帯分ということになります。

○京増委員

令和2年度は前年度分と過年度分を合わせてなんですが、去年の平成30年度の決算では何世帯だったのか、お伺いします。

○飯田都市計画課長

現年度分と過年度分を合わせて57世帯が平成30年度。

去年というか、平成30年度ということではよろしいですか。

○京増委員

そうです。平成30年度。

○飯田都市計画課長

平成30年度は57世帯となります。

○京増委員

増えておりますけれども、増えた理由については、また滞納されている世帯に対応されていると思うんですが、その理由については、滞納されている理由についてはどうだったのか、お伺いします。

○飯田都市計画課長

滞納されている理由と申しますか、昨年度についてなんですけれども、昨年度は通常、滞納されている方については臨戸や電話等を行いまして。

○京増委員

すみません。大きい声で答えていただけますか。

○飯田都市計画課長

はい。

通常、滞納されている方については臨戸や電話等において納付していただけるようお願いしているわけなんですけれども、昨年度について申しますと、それ以外の住宅の修繕、そういった方を管理者の義務として行わなければいけないんですが、そちらの方に重きを置いた点と、あと昨年について申しますと、台風15号による災害、そういったものがありまして、それ以降というのはなかなか職員がそういったお話に行く機会を得られなくて、そういった点から増えてしまったのかなというふうに考えております。

○京増委員

去年は本当に大変な状況でしたから、職員の方もなかなか手間をかけることはできなかったというふうに私も理解いたします。

ただ、問題は、生活状況が悪化して滞納されるようになった、ここが心配なわけなんです、このような世帯は把握されているのかどうか、お伺いします。

○飯田都市計画課長

もちろん昨年の中でも、災害等があった中で納付が難しいという相談があれば、その都度、内容を確認して、例えば何回かに分けてとか、そういった相談はさせていただいているところでもあります。

○山田委員長

よろしいですか。

○京増委員

いいですか、まだ聞いて。

○山田委員長

時間はありますけど。

○京増委員

次に、42ページから43ページの雑入の中で、給食事業費について、お伺いします。

令和元年度、平成30年度の小学校給食費の収納率の推移について、お伺いします。

○加藤学校給食センター所長

令和元年度の収納率について、ご説明いたします。

令和元年度の現年分の収納率は97パーセントで、前年度収納率97.6パーセントと比較しまして0.5ポイント下がりました。

下がった原因については、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言中であったため、例年5月に発送する督促状を見合わせたことによるものと考えています。

以上です。

○京増委員

コロナの関係でちょっと対応がなかなかと。休校にもなりましたしね。

そういう中で、生活が困窮して払えなくなったというようなことは、対応されていた時期にそういうことはあったのかどうか、お伺いします。

○加藤学校給食センター所長

生活困窮で払えないという理由については、督促状を発送したり、催告状を発送したり、臨戸徴収をした際にお話、納税相談でお話をお伺いする過程で、すぐに納付できないと言われる方については、分割ではどのぐらい払えるのかということをお伺いしたりしながら、その過程で、その方の生活状況等を判断して、就学援助制度だとか、そういった制度のご案内をさせていただいています。

以上です。

○京増委員

滞納されている方には生活状況をお聞きして、分納もできますよみたいな、そういう対応もされたということは、生活が苦しくて滞納されている方もいらっしゃる、そういうふうだと思うんですけど、生活が苦しい方々、給食費を分納しなければならない方というのは、やはり様々な面で生活が大変だと思うんですが、こういう方たちに対して就学援助のお勧めはどの程度されたのか、お伺いします。

○山田委員長

答弁はすぐ出ますか。

○鈴木教育委員会参事

今の委員さんの質問について、お答えさせていただきます。

就学援助制度の説明についてですけれども、毎年、年度初めと、それから休み明け等について、学校便り等で周知しているところです。また、給食費未納の家庭について、給食センターからの督促状が届き次第、家庭との学期末の面談等を通してお話しして、その中で、生活困窮しているということであれば就学援助という制度もございますということは、各家庭に連絡しているところでございます。

以上です。

○山田委員長

京増委員、意見がある場合は手短にお願いします。10分たちましたので。よろしいですか。

○京増委員

収納率は様々な理由で下がっているとは思われますけれど、生活が困窮して払えないというように、特に分割しなければ払えないというようなことに関しては、本当に就学援助が必要なんだろうか、必要ではないだろうかという観点でやる必要があるかと思うんです。先ほどの税のところでもいろいろ質問いたしましたけれど、やはり生活が困窮して不納欠損になっている、そういう方も増えているというところでは、本当に、まして学資保険も解約しなければならない、差押えを受忍しなければならないというようなところに追い込まれている世帯があるということからも、ぜひ就学援助のお勧めについては、滞納されている世帯にぜひしっかりとっていただきたいと思います。

○山田委員長

ほかに質疑はございますか。

○丸山委員

先ほど土木使用料、22、23ページ、住宅使用料等についての質問がございました。

例年、収入未済額が増加しているというのが実態でございます。本当に滞納理由を的確に把握されているのかどうか。今回は台風等の問題もありましたけれども、そういった点では本当に69世帯に対して的確な取組がされているのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○飯田都市計画課長

昨年度は、今おっしゃられているように台風の災害等がございまして、若干動けなかった部分はあるんですけども、今年度に入りまして、やはり滞納分というものをある程度、回収

したいという考えがありますので、ただ、年度に入ってからすぐにまたコロナという形の影響がありまして、ちょっと動けない時期があったんですけれども、その後、高額の滞納者等をはりある程度、抽出させていただきまして、そういった方に対して督促状と催告の発送、あと電話等による納付のお願い、そういったものは行うようにして、こういったものを、当然、その方の生活の状況が変わるようであれば、例えば変わった収入に応じて家賃が変更できないとか、先ほどのご質問であったような生活保護とか、そういったものを含めて、そういった相談をしながら、未納の部分については、未済の部分については対処していきたいというふうに考えております。

○丸山委員

新規に新しく滞納された方は12世帯ということのようなんですけれども、それ以前の滞納者で、最長どのぐらいの方がいるのか、その辺については把握されていますか。

○飯田都市計画課長

手元にちょっと資料を持ち合わせていないので、後ほど回答させていただければと思います。

○山田委員長

丸山委員、ご自身でマイクのスイッチのオン、オフをお願いいたします。

○丸山委員

はい。

市営住宅8か所の入居率というのは68.6パーセントなわけですね。稼働率が大変低いなというふうに思うんですけれども、特に長谷、九十九路団地への入居率は現在どのぐらいになっているのか、お伺いします。

○飯田都市計画課長

長谷と九十九路の入居率ということなんですけれども、令和元年度末としましては82.4パーセントの入居率というふうになっております。

○丸山委員

82.4パーセントでよろしいですか。ごめんなさい。ちょっと聞きづらかった。

○飯田都市計画課長

はい。82.4パーセントです。

○丸山委員

長谷、九十九路団地への入居率が若干上がってきているようなんですけれども、さらに市民の皆さんに利用していただくという対策、対応が必要ではなかろうかというふうに思います。

公営住宅の役割が本当に果たしているのかという点では、八街市は税を滞納すると市営住宅を利用できませんよという、そういうペナルティーがあるわけなんですけれども、やっぱり市民の暮らしのセーフティーネットとしての役割を果たしていくためには、こうしたペナルティーはなくしていくべきではないかなというふうに思うわけです。本当にこの間もコロナの問題で生活が急変している、そういう中で高いアパート代を払いきれない、必死になっているけれども払いきれない状況が今は出ています。そういう点で、滞納しているから市営住宅には入れないというようなことで、本当に市民の皆さんのセーフティーネットとしての制

度に立ち返っていくべきではないかなというふうに思います。

これは市長がペナルティーを科すという、そういう立場にあるわけなので、市長、これは今後検討すべきであるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○北村市長

今、担当課長の方から、るる、発言があったところでございますけれども、納税が困難という方に対しましては職員もしっかり状況等々を把握しまして、丁寧に対応しているつもりでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

○丸山委員

それは今現在、入居されている方ですよ。入居希望の方、その方が滞納されていると、あなたは入る資格がございませんよということで、そういうペナルティーを市民に科しているわけですよ。そうではなくて、市民の誰もが本当に制約なく、もちろん誓約書を作って、滞納しているけれども家賃をちゃんと払っていきますよと、そういう誓約書の下にきちんと入居できる、そういう制度に変えていかなくはいけないのではないのかな。そういう点での市長の対応が求められているというふうに思うわけなんですけど、市長、その辺はどうでしょう。

○市川建設部長

ご指摘いただきました減免に関しては、やはり税負担の公平性、また受益者負担の適正化という考え方でありますので、一定のルールにつきましては今後も続けていければというふうに考えているところでございます。

また先ほど、ご相談いただいた方の中には、やはり入居の条件を満たさない方も当然いらっしゃいます。こういう方につきましては、今現在のコロナの状況に応じまして、社会福祉協議会の実施しております住宅確保給付金等の制度につきまして、ご紹介させていただいているところでございます。

また、現在入居されている方につきましても、減免、猶予等につきましては条例がございますので、こちらにつきまして厳正に対応しながら、今年度6月末までに一応コロナに関しましてご相談いただいた方が2件おります。

そのうちの1件につきましては、特別定額給金、こちらの方でお支払いしたいということがございましたので、それまで猶予していただきたいという方が1件ございました。

また、もう1件につきましては、減免していただきたいということでご相談を受けまして、こちらにつきましては対応したところでございます。

○丸山委員

滞納している方に対しては対応できないという答弁なわけですが、82.4パーセントの入居率で、まだ空いているわけですね。これは市の収入になるわけですが、空けておくことがいいのか、市民の皆さんの暮らしを守る立場に立って、困っている方は滞納していても入れる、セーフティーネットの役割を果たす、そういう住宅政策にしていくのかどうか、その辺が今問われていると思います。そういう点では本当に市民の暮らしを守る立場に立った、そういう住宅政策にしていただきたいというふうに思います。

その点で、今後ぜひとも検討いただきたいと思います。市長、もう一度その辺について、検討はいかがでしょうか。

○北村市長

その件も含めまして、平成30年2月に策定いたしました八街市公営住宅長寿命化計画等々の中でしっかり議論しております。今後ともそういった中で努力してまいりたいと思っております。

○丸山委員

よろしく願いいたします。

あと、26、27ページの土木手数料でお伺いしたいと思います。

都市計画手数料なんですけれども、自転車駐車場利用登録手数料は例年、利用が減っているわけなんですけれども、八街駅有料駐車場の登録率はどのぐらいなのか、お伺いします。

○和田都市整備課長

お答えいたします。

八街駅の自転車駐輪場につきましては第1と第5がございます。その中で、第1につきましては、自転車の登録者数ということで合計いたしますと、第1の方の自転車が389台、原付の方が43台、第5の方が700台、原付の方が53台となっておりまして、登録率につきましては54.18パーセントとなっております。

○山田委員長

丸山委員、10分たちましたので、意見がある場合には手短かにお願いします。

では、一旦質問を切りますね。

ほかに質疑はございますか。

○木村委員

決算書25ページになります。

教育使用料で、収入未済額が3万500円と。額が小さいんですけれども、先ほど木内委員が質問されたような形で、請求漏れというか、何かあったのかなということなんです、これはどういう金額のものなのか。

○鈴木教育委員会参事

この3万500円につきましては、2園における保育料の未納になっているところでございます。理由につきましては、1人につきましては外国籍の園児で、里帰りしてしまって帰ってこなかったという児童が1人。もう1人につきましては、今現在、保護者と話し合いをして、納める方向で検討しているところでございます。

○木村委員

ありがとうございました。

次に、2目の衛生手数料なんです、25ページ、事業系の一般廃棄物処理手数料、結構これは高額なんです、1億947万9千500円ということで、これは大体どういう廃棄物なのか、どういう系統の事業所なのか、ちょっと確認したいなど。

○土屋クリーン推進課長

一般廃棄物の収集運搬処理の事業系の方の説明ですけれども、一般廃棄物の許可業というのがまず1つあります。それは八街市が一般廃棄物を収集運搬していいよと許可した業者です。その業者がスーパーであるとか、あるいはコンビニエンスストアを回って、お客様が出したごみでありますとか、あるいは食品廃棄物、それを一般廃棄物として市のクリーンセンターで受け取っております。それに対して1キログラムあたり30円80銭の賦課をかけて収入としているところでございます。

ですので、そのほかは各個人が事業をやっております、基本的には燃えるごみ、天然由来の燃えるごみにつきましては一般廃棄物として認められておりますので、それをクリーンセンターで預かって、そして手数料をいただいていると、その収入でございます。

○木村委員

ありがとうございます。

1億円という額を超えているので、かなり率のよい手数料なのか、処理手数料なのかなというふうに思っていますので、引き続きこういう事業が少しずつ拡大していけばいいかなと思います。

あと、35ページになります。

園芸用廃プラスチック適正処理事業補助金というのがございますが、廃プラの処理に対する補助金だと思うんですけど、台風とはあまり関係ない補助金なんですか、台風被害での対応だったんですか。

○相川農政課長

こちらの補助金は通年、使用済の廃プラスチックの収集を行っていただき、それに対する県からの補助金でございます。台風の被災ごみとはまた別になります。

○木村委員

ありがとうございました。

前回、去年の台風では廃プラをいち早く八街市は回収していただきまして、本当に農家さんも非常に喜んでいただいているんですけど、この費用はそれにも充当されるんですか、処分代として。

○土屋クリーン推進課長

これは全く別の費用になりまして、歳入としては国庫補助金の方から補填されています。

ちなみに、去年の廃プラ、農業用ビニールの量なんですけれども、全部で、八街市クリーンセンターに持ち込まれた廃プラの量は、約250トンが持ち込まれました。その中で、中間処理と運搬、焼却処理に付したわけですけれども、その金額が、かかった金額が3千698万350円かかっています。この約半分を国庫補助として、補助金としていただいております。

○木村委員

ありがとうございます。

なかなか去年の台風のときは、一般に受入れている廃プラと、台風で本当に飛んできて被害が出た廃プラと、なかなか見分けがつかないと思うんですけど、処理としては同じ

ような形で受入処理したのでしょうか。

○土屋クリーン推進課長

農業用廃プラにつきましては農政課としっかりと連携をとりながら、農政課から各農家に対して、1つは搬入するときの搬入表を配っていただいて、それをしっかり書いていただきながら我々が確認して、それをお預かりするという形でやりましたので、一般の方の廃棄物と混合することはありませんでした。

もう一つは、廃プラ自体をしっかり分けて、分別した上で集積させていただきましたので、処理については廃プラは廃プラとして、単独で農業用ビニールは処理させていただいております。

○木村委員

ありがとうございました。

○山田委員長

ほかに質疑はございますか。

○栗林委員

すみません。予算書40ページの21款諸収入の3項、受託事業収入の1、民生費の件でお尋ねいたします。

予算で25万7千円を立てていたのですが、実際は障害児等療育支援事業の5万6千350円となっておりますけれども、予算に対して実際は5万円なんです、その内容というか、お尋ねさせていただきます。ほかの事業は実施されなかったのか、計画していたけど、というか、掲げられている事業に対して、いわゆる収入が減ったのか、そこを少しお聞きしたいと思います。

○醍醐つくし園長

お答えします。

施設支援事業、指導事業といいますのは、こちらから一応、専門の職員が、保育士等の専門職員が、利用されているお子さんの通う園に行って、園の複数の先生とお話したり、お子さんを通して援助したりとか、そういう活動というか、事業でございます。

昨年度は、公立の保育園等は対象にならないので、私立の幼稚園等を利用しているお子さんが少なかったんですね。ですので、実際に訪問できる回数も少なかったのと、去年の台風もありましたので、予定していたのが予定どおりできなかったこともありました。

○山田委員長

ほかに質疑はございますか。

○丸山委員

先ほど私は土木手数料で、26ページ、27ページ、自転車駐車場の利用状況について、お伺いいたしました。

引き続きお伺いするところですが、先ほど第1駐車場、第5駐車場に関しては登録状況は54.1パーセントであったという答弁をいただきました。八街駅前には第1から第5駐車場、3千132台が駐車できる場所となっているわけですが、実際の利用率はど

のようになっているのか、お伺いいたします。

○和田都市整備課長

お答えいたします。

実際の利用率でございますけれども、1日の自転車の駐車台数というのをシルバー人材センターさんへの委託の中で確認させていただいているところで、約というところになりますけれども、第1については1日の登録台数ではなく稼働率といたしまして約10パーセント、第2につきましては面積も小さいものですから50パーセント、第2、第3、第4が無料になりますけれども、第3が41パーセント、第4が31パーセント、第5の方が59パーセントということで、実稼働率ということで把握させていただいております。

○丸山委員

いずれにしても大変稼働率が低いと。やはり今後、駅前の駐輪場の効率的な活用は検討すべきではないか。やはり市税収等の関わりもあって、八街市のこうした土地の活用というのは当然検討していかなければならない。

以前にもこの辺については指摘したところでありますが、実際にこういった点で土地活用に関して検討されているのかどうか、その辺についてはいかがでしょう。

○和田都市整備課長

八街駅南口の駅前広場駐輪場につきましては、平成4年に整備されてございまして、そのときはまだ北口の八街駅の自由通路と、あと自転車駐輪場が整備される前でしたので、そのときには無料の駐輪場が有料の駐輪場と併設されているという整備状況でございました。それが今現在も続いているという状況でございますので、第5が新しくできた段階で、当然、検討の方はさせていただいているところですが、南口の駅前の自転車駐輪場の在り方につきましても、有料、無料も含め、今後、調査研究させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○丸山委員

今いろいろと平成4年当時とは状況が変わってきております。早急な対策が必要であろうかというふうに思いますので、ご検討いただきたいというふうに思います。

それから。

○山田委員長

丸山委員、一旦。

○田中子育て支援課長

先ほど京増委員の方からご質問がありました、児童クラブの保育料滞納繰越分1万4千300円につきまして、何名分かということで、こちらにつきましては2名分の滞納繰越料になります。大変申し訳ございませんでした。

○山田委員長

丸山委員、どうぞ続けてください。

○丸山委員

それでは、国庫補助金の27ページ、一番下なんですけれども、地方創生推進交付金66万

9千円とございます。

国は令和元年度を、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく第1期の最終年度ということで位置付けたわけなんですけれども、この5年間の総額はどのぐらいになったのか、またどのような成果につながってきたのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○渡邊企画政策課長

申し訳ございません。5年間の総額につきましては、後ほどお答えさせていただければと考えております。

なお、昨年度の地方創生推進交付金につきましては、落花生の新品種、Qなつつを軸とした産地活性化事業ということで、QなつつのPR、プロモーションを効果的に行うために市内で開催する地域イベント、県産落花生のPR活動を行うというものでございました。実施につきましては、歳出の方は6款商工業振興費の方で支出しているところでございます。

落花生の新品種を活用した事業でございますが、千葉県と協調して実施しているものでございまして、本市、千葉県、共に3か年で実施した事業でございます。

以上でございます。

○丸山委員

新品種のPRに主に使われているということのようなんですけれども、本当にまち・ひと・しごとの予算というのは大変少な過ぎるのではないかなというふうに思います。本当に国に対しては、ここで一旦終わるんですけれども、本当に自治体が活用したくなるような、庁の体制を応援する、そういった交付金になるように、これも求めていく必要があるのではないかなというふうに思います。

そういった点では、大いに活用できなかった自治体としては、どのように国に意見を上げているのか、まだ上げていないのか、その辺はどうなんでしょうか。

○渡邊企画政策課長

今後につきましては、まだ検討段階でございますけれども、地方創生推進交付金につきましては継続するものと考えております。そういったことで、なるべく交付金も有効活用したいと考えてございまして、八街市としてどのような事業に活用し得るのかということにつきまして、現在検討しているところでございます。

○丸山委員

大いにこういった国の補助金を活用するという事は大切なことだと思います。ただ、常にこういった補助金というのは活用しづらいというのが付いて回っているわけですね。ですから、本当に地方自治体の活性化につながるような取組をせよと言うのであれば、国は、もっと自由に使える、そういった補助金にしてもらわなければならないので、そういった点では、市長、やっぱりこれも国に対してきちんと、もっと利用しやすい交付金にするように要求していく必要があるのではないかなというふうに思うんです。市長、その辺については、また市長会で要求しますと言われるのかもしれないですけども、現在はどのような状況になっているのか、その辺について、お伺いしたいと思います。

○北村市長

そのことにつきましても、地域の実情を十分踏まえて、きめ細やかな、必要な事業を実施するため自由度の高いものを、必要経費として地方単独事業に十分増額を図ること、あるいは地域経済、団体の取組は広範、多岐にわたりますので、自治体の意見を十分踏まえた中での配分を行ってくださいということは常に申し上げているところでございます。特に、自由度の高いものにするということは、全国市長会、千葉県市長会でも決議として行っておりますし、そのことにつきましては十分発言し、私どももしっかり活動しているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○山田委員長

ほかに質問は。

○林（政）委員

決算書の25ページの手数料について、伺いたいんです。

総務手数料のうち、公文書公開手数料1千579万6千円とございますけれども、この概要について、ご説明ください。違いますか。すみません。1万5千円か。失礼しました。1万5千796円だった。これについて、ご説明をお願いします。細かい数字ですけど。

○片岡総務部参事

公文書公開手数料につきましては、主に入札関係の公文書公開、それを見る写しの交付にかかる手数料でございます。

○林（政）委員

すみません。よく聞こえなかった。

○山田委員長

林委員、もう一度、答弁をとということでしょうか。

○片岡総務部参事

主に入札等の関係の公文書の公開の手数料及びその写しの手数料でございます。

○林（政）委員

分かりました。

○山田委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

○京増委員

23ページ、先ほどの児童クラブ保育料滞納繰越分についてなんですが、2名分との答弁だったんですけど、これは何か月分でもないですね。もし夏休みに2名だとしたら、1か月分の滞納かなと思うんですけど、滞納の状況について、お伺いします。

○田中子育て支援課長

こちらにつきましては2か月分で、1件につきましては母子世帯、1件につきましては通常の保育料ということになっております。

○京増委員

1件については母子世帯ということは、本当に生活が苦しくて滞納されているということだ

と思うんですが、この点についての何らかの支援はできないのか、できなかったのか、お伺いします。

○田中子育て支援課長

滞納がある方につきましては、滞納に際しまして親切丁寧な聞き取りを行い、納付相談等を行っております。その中で納付計画についてもご相談いただいて、確実な納付につなげているところがございます。

○京増委員

前年度は1万円の滞納でした。同じ家庭の方が滞納というようなことがあったのかどうか、お伺いします。

○田中子育て支援課長

大変申し訳ございませんが、その辺につきましてはちょっとデータを持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきます。

○京増委員

もし去年と変わらず、生活が大変で滞納されているということでしたら、本当にきちんとした支援が求められていると思いますので、どのような方が滞納されているのか、そんなにたくさんではないですからね、よっぽど大変で滞納されているというふうに推察されるわけですので、お願いします。

次に、24ページから25ページの中央公民館使用料について、お伺いします。

コロナで、公民館の使用については、本当に皆さんが使いたいんだけど使えないという状況でございます。本当に今皆さんが努力されていると、大会議場なんかも使用できるというふうにお聞きしているし、本当に苦慮されて、また工夫されておられるんですけど、今後の利用状況についてはどのように見ておられるのか、お伺いします。

○山田委員長

京増委員、ただいまの審議は令和元年度の決算に基づいてお願いします。

○京増委員

去年は少しコロナがかかりましたけれど、どのような状況で運営されたのか、お伺いします。

○小川中央公民館長

公民館使用料に関しましては、昨年の台風15号と19号がこちらに来ましたので、その関係で臨時休館にしたと。併せまして、また年度末にコロナ感染症の防止から臨時休館にして、若干の使用料が見込めなかったという状況でございます。

○山田委員長

よろしいですか。

○京増委員

はい。

○山田委員長

ほかに質疑はございますか。

○石井委員

それでは若干質問させていただきます。

決算書25ページ、手数料、2の衛生手数料について、ご質問させていただきます。

犬の登録手数料ということなんですけれども、これは新規のみかと思うんですけど、何頭、犬は何件と言うんですかね、でしょうか。

○塚本環境課長

犬の登録手数料ですが、秋季のみということではなく、1年中、登録は受け付けております。

ちなみに、令和元年度の登録数は289頭となっております。

○石井委員

質問内容は、新規のみ、登録料として徴収するのでしょうかと。

○塚本環境課長

犬の登録手数料は、犬の一生に1回の登録になります。

○石井委員

犬のサイズによって手数料は変わるんですか。

○塚本環境課長

犬のサイズによっては変わらず、全て統一の料金となっております。

ちなみに、登録手数料は3千円となっております。

○石井委員

続けて、同じく下の狂犬病予防注射に関わることなんですけれども。

恐らく先ほどの手数料、289頭増えたということでもありますけれども、犬の寿命が長くても15年、20年前後かなと、このように理解しているんですけれども、狂犬病の予防注射の手数料は何頭が受診を、令和元年度はしていますでしょうか。

○塚本環境課長

令和元年度における犬の狂犬病の予防注射の接種頭数ですけれども、3千16頭となっております。

○石井委員

新規で、例えば登録、先ほど289頭でございましたけれども、その前に登録されている犬の予防注射、これは毎年1回ですよ。それは何頭分の何頭が予防注射を受けているんでしょうか。各年、ここ数年の推移もちょっと教えていただきたいと思います。

○塚本環境課長

犬の登録数と、それに関する注射の接種頭数ですけれども、平成29年度は登録が5千181頭ありまして、注射が2千797頭。平成30年度は4千513頭に対し3千49頭。令和元年度が4千530頭に対して2千902頭の注射となっております。

○石井委員

環境課は担当課として予防注射の接種率、これに対してどのような理解をしているんでしょうか。

○塚本環境課長

接種率に関しては平成30年度、令和元年度、共に70パーセントを切っている状態です。

中には注射してもこちらの方に、環境課の方に注射の届出が出ていない方もいらっしゃると思いますので、実際はもう少し接種率は上がるのではないかと考えております。

○石井委員

なぜこういう質問をしたかというのと、訪問して、獣医さんが自宅に来て、注射を打っていただけの方もいらっしゃいますよね。だから、そういった方も結構いらっしゃる中で、大きいサイズの犬だと車に乗せられないという方が結構いらっしゃるの、その辺の状況を徹底して把握していただいて、狂犬病予防を注視していただければありがたいと思っております。

その下の犬猫等の死体処理手数料、この件についてご質問させていただきます。

これについて、担当課としてはどのような、何匹で、どのような処理をされていらっしゃるんですか。

○土屋クリーン推進課長

犬猫等死体処理につきましては、ペットとして飼われていたものをお預かりして、そしてクリーンセンターの焼却施設で、動物用焼却施設がございますので、そこでお焼きすると、そういうサービスでございます。ですので、これについてはあくまでもペットで、自分の家で飼っていたものが対象になります。

平成30年度が21件ございました。令和元年度は13件ございました。

あと、我々が基本的に住民サービスとして取りに行っているのは、市道上で猫が、あるいは犬が亡くなった場合には、交通事故ですので、支障を来さないように、ご連絡があれば、それは無料で引取りをさせていただいているところでございます。

○石井委員

分かりました。犬猫等のいわゆるペット、該当するペットということがこの金額で出ているということ。

今、後段でおっしゃられた市道上等の死骸ですよね、結構、南部の方も含めて目立つんですけど、年間何件ぐらい、何頭ぐらいか。

○土屋クリーン推進課長

今ここで何頭というのは答えづらいところなんですけれども、数年前までは県道上も取らせていただきました。ただ、やはり管理者はそこにおりますので、県道上につきましては印旛土木事務所なり、国道事務所の方とお話をさせていただいて、そこに取りに行っていただいているというのが実情でございます。あとは市道、あるいは私有地でも、地権者がおられないとか、そういうところで見つけた場合には私どもで取っておりますので、1週間で2、3回出動しておりますので、そのような数、54週ということになりますので、そのぐらいはあるか、あるいはそれより少ないぐらいだと考えております。

○石井委員

市道上でお亡くなりになられていた死骸は、同じく犬猫等の動物の焼却場で処理されるのでしょうか。それとも違う処理ですか。

○土屋クリーン推進課長

犬猫等については飼っている場合もございますので、まずは登録簿というか、何色の猫で、

どこで死んでいたかということをも明記しながら、一旦は冷蔵庫に入れます。冷蔵庫に入れて1週間程度保存させていただいて、何も問合せがなければ、そこで焼却していくという形をとりますので、焼却する場所はペットの焼却所と同じ、動物用焼却炉でございます。

○石井委員

ありがとうございました。

所有者というか、飼い主の責任もありますので、そこも確認していただければありがたいかなど、このように思っています。

犬猫等なので、例えばキョンだとか、アライグマだとか、ハクビシンだとか、イノシシは、まだ亡くなった例は見えていませんけど、様々な例もあると思いますので、対応をよろしくお願いしたいと思います。

○山田委員長

今のは質問ということによろしいでしょうか。

○石井委員

対応をどのようにされるか、お聞きしたいと思います。

○土屋クリーン推進課長

いわゆる農業の害獣と言われているアライグマとか、あるいはハクビシン等々につきましては、もちろん農政課等で捕獲なり、あるいは死んだものは、ご本人が直接こちらに持ってきます。それについてはもちろん焼く処置をしているんですけども、ただ、イノシシというお話になってくると、動物用焼却炉はイノシシの大きさに耐えられるものではないというふうに、我々はちょっと認識させていただいております。ですので、子どものイノシシであれば今の焼却炉で何とか焼却できると思っておりますけれども、大きなイノシシになると、どうするかというのは、ちょっとまだこれからの課題になってくるのではないかと考えているところでございます。

○石井委員

適切な対応をよろしくお願い申し上げます。

最後に1点、45ページの農業者年金業務委託手数料について、ご質問したいと思います。

農業者年金手数料は何件で、どのような対応を、どのようなときに受託されるのでしょうか、ご質問させていただきます。

○梅澤農業委員会事務局長

農業者年金の業務委託手数料でございますが、これにつきましては農業委員会で受託しております農業者年金の業務運営経費、推進活動経費等についていただいているものでございまして、特に件数は何件というわけではなくて、いろいろな業務の内容の積み重ねで、今回、昨年度は71万4千200円いただいたという形になっております。

○山田委員長

よろしいですか。

執行部で答弁保留になっているもので答弁できるものがありましたら、お願いします。

○飯田都市計画課長

先ほど丸山委員の方からご質問いただきました、市営住宅の使用料の滞納の最長の年数ということなんですけれども、年数という形ではなく月数という形でお答えさせていただくと、最大で81か月の滞納分がある方がいらっしゃるという内容になっています。

○田中子育て支援課長

先ほど京増委員の方からご質問のございました、平成30年度の児童クラブ保育料の滞納繰越分1万円の納入者が平成31年度の滞納繰越分1万4千300円の納入者と同じかどうかというご質問なんですけれども、同じ方となっております。

○山田委員長

では、ほかに質疑はございますか。

○林（政）委員

決算書の29ページ、プレミアム付商品券事業費補助金2千6万2千400円について、お伺いします。

これは広範に言われているところに、2千万円の費用対効果が、これは決算ですので、費用対効果があったのか、あるいは使用されないで国に返却する場合もあったかと思うんですけど、その辺についてはどのようになっているか、お聞かせ願います。

○堀越社会福祉課長

プレミアム付商品券事業でございますが、実際の対象者数は1万3千302人、そして申請者というところだと4千181人でした。商品券の実際の販売額といたしましては、1枚400円ですが、それが20万1千240枚の販売で、販売額といたしましては8千49万6千円というような状況でございます。

実際は1枚400円で買って、500円分で使用できるというものでございますので、実際の販売数は8千49万6千円ですが、プラス100円がプレミアムとして付いておりますので、金額的にはその辺の効果があったものと考えております。

○林（政）委員

そのような効果があったということですが、10月1日から八街市も新しい商品券を65歳以上、1万何千人の方に、もう既に配布済みで、10月1日から使用できるようになりますけど。

このプレミアム付商品券については全国的にあまり利用されなかったと。今、課長の方は、それなりの効果があったということですが、あまり使わなかった方が多かったのではないですか、この商品券については。今、それなりの効果があったというふうなお話でしたけど、こういうのはなかなか難しく、今のマイナンバーもそうなんですけど、ポイント付与のやつもなかなか効果がないんですけれども、あまり効果がなかったという方がいいのではないですか。今、効果があったというふうにおっしゃいましたけど、その辺の分析は大丈夫ですか。もう一度お願いします。

○堀越社会福祉課長

実際の対象者に対する申請者数で申しますと34.6パーセントというふうなところでござ

いまして、実際には申請率的には低い状況でございましたが、商品券の引換枚数といたしましては20万1千240枚が出ているということでございます。

○林（政）委員

そのことを受けて、今回の新しい2020年の商品券について、2つに分けてあるんですね、2千500円ずつに。小さな個人商店で2千500円、それから大手の量販店で2千500円。今を受けて改良されて、今度は新しくそのように実施されたのではないかなと思うんですけど、私の解釈で正しいですか。担当課がどちらか分からないけど。

先ほど31パーセントということだったので、やっぱり使っていただかないと商品券の意味がない、プレミアムの意味がないので、その辺を踏まえてこういうふうにされたのか、この決算が生きてされたのかなということをお聞きしたかったんです。担当課はどこですか。

○吉田市民部長

今回、高齢者の方、それから障がい者の方を中心にお配りさせていただきました商品券につきましては、今回、前年度のプレミアム付商品券がどうのこうのということでは、まずなく、いわゆるコロナのことがございましたので、その中での消費喚起という考え方の中で今回提案させていただいたものでございます。

使い方につきましても、プレミアム付商品券の方は当然、一旦は商品券をお買いいただくという形になるわけですが、コロナ禍の中でございますので、そういう形ではなく、対象者の方に直接こちらの方から商品券をお配りして、それを使っていただくという形で事業化を考えたところでございます。

○林（政）委員

今、部長の言われたとおりなんですけど、今回の商品券の配付については個人商店にも気を配っているなという感覚があるんですね。前のやつは全部一緒にいろいろ使えるというやつなので、例えば量販店だけでみんな使うとか、そういうふうになってしまうので、今回は二口に分けたので非常に細かいところまで気を使っているなという、私の認識があるものから、あえてお聞きしました。

以上。

○山田委員長

ほかに。

○京増委員

23ページの先ほどの児童クラブの滞納についてなんですけれど、保育料の滞納についてなんですけれど、前年度も同じ母子世帯が滞納されている方でいらっしゃるということで、本当に暮らしが大変だということが推察されるんですけど、この方についての何らかの減免とか、それはできなかったのかどうか。やるべきじゃないですか。何年も生活が苦しい状況が続いていて、お母さんは食べるものを我慢して、子どもにも我慢させている、そして炭水化物を多く食べさせているとかね、そういう報告があります。フードバンクや子ども食堂に助けられていると。ですから、そういう生活をされている母子世帯が滞納しているということであれば、もう八街市としてこれは減免するとか、そういうことが必要だと思うんですが、

ぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○田中子育て支援課長

平成30年度、令和元年度の継続している方につきましては、こちらにつきましては一般家庭の方で、母子世帯ではございません。また、計画的に納付の方をやられておりまして、遅れながらも納付の方を計画的にやっただいていただいている方でございます。

○山田委員長

京増委員、よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

○丸山委員

それでは29ページの土木費国庫補助金について。

この中で社会資本整備交付金とあるわけですけれども、社会資本整備交付金の中の住宅リフォーム助成事業の国庫補助金は年々削減されているわけですね。令和元年度は前年度と同額の56万3千円で、大変少ない補助金となっております。

来年度の見通しをどのように受け止めていらっしゃいますでしょうか。

○飯田都市計画課長

住宅リフォームについてなんですけれども、まず先ほどおっしゃられたように、平成31年度、昨年度については56万3千円で、今年度につきましては、112万5千円という形で国費がついておりまして、件数としましては昨年と同程度の30件ということで募集をかけているところでございます。

来年度につきましては、こちらの方は千葉県の住宅整備計画ですか、こちらの方に基づいて行われているものなんです、それは今年が最終年度ということになっております。県の方で見直し等をしているところだと思うんですけれども、制度的には大きく変わるような話は聞いていないので、来年度も同じような形で要求してまいりたいというふうに考えております。

○丸山委員

ぜひお願いしたいんですが、30件の補助事業になったわけですね。

担当課としては、地域経済への波及効果がどのぐらいあったと算出しておりますでしょうか。

○飯田都市計画課長

波及効果ということでございますけれども、住宅リフォームにつきましては市内の業者さんの方で行うという形になっておりまして、昨年度については30件、そのまま交付させていただいたところであります。

今年度につきましては、若干その前と内容が変わりまして、被災住宅の方で、そちらの方の住宅の修繕、台風被害ですね、そちらの方で昨年度から今年度にかけて建物の方の修繕を行っております。ですので、今年度については若干、現在のところ、申請の件数というのはまだ30件まで行っていない状況となっております、恐らく内容としては被災住宅の修繕の方で直されている方、ある程度そちらの方で直されている方というのがいるものですから、住宅リフォームの方まで申請が来ていないのではないかとこのように考えております。

ただ、それはあくまで昨年度から今年度にかけての特殊な事情という形で考えておりますので、こちらの方を当然やることによって、波及効果というのは大きいものだというふうに考えているので、来年度も、今年度に仮に件数が減ったからといって、来年度を単純に減らすということではなくて、今年度の様子を見ながら来年度以降も継続して進めていければなどというふうに考えております。

○丸山委員

経済波及効果については答弁いただけなかったんですけども、この間も14.5倍はあるんだという算出がされているわけですね。令和元年度の総事業費4千10万7千700円、14倍としても5億8千万円、こういった経済波及効果があるわけですね。

ですから、今、コロナ禍で建設業の事業減収は高止まりとなっています。ぜひそういう意味では地域経済活性化の取組の一環として、来年度は500万円の予算を必ず確保していただいて、500万円を全て執行するという、30件にとどまらず執行するという取組をぜひ進めていただきたいと思います。

これは市長いかがでしょうか、500万円の住宅リフォーム助成制度の確保、それと500万円を使って、国、県の補助と共に、全て、500万円を活用した取組をしていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○北村市長

先ほど担当課の方で発言があったところでございますけれども、地域経済への波及効果ということは十分承知しておりますので、そのようなことも含めて努力してまいります。

○山田委員長

ほかに質疑は。

○丸山委員

やっていいですか。まだあります。

○山田委員長

会議中ですが、昼食のため休憩します。午後は1時10分から再開します。

(休憩 午後 0時02分)

(再開 午後 1時09分)

○山田委員長

再開します。

渡邊企画政策課長より発言を求められていますので、これを許します。

○渡邊企画政策課長

午前中の丸山委員からのご質問に対しまして後ほど報告させていただきますとした件に関しまして、内容につきましては地方創生関連の交付金の総額につきまして、ご報告させていただきます。

地方創生関連の交付金につきましては、平成26年度から、まち・ひと・しごと創生の考え方がスタートしております。平成26年度の交付金につきましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、このうちの地方創生先行型交付金につきまして、5千865万1千

397円が交付されておりまして、内容としましては総合戦略の策定ですとかPRビデオ、PR冊子の作成、あと親子サロンの整備などに活用しております。

同時期に、やはり地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金のうち、地域消費喚起生活支援交付金でございますが、これはプレミアム付商品券の実施ということになっておりまして、1億161万890円の交付をいただいております。これが平成26年度の内容でございます。

この中で一部、平成27年度に繰越しているものがございます。それから、本市の第1次総合戦略につきましては平成27年度からスタートしております。

国からの交付金をいただいておりますのが、平成28年度に地方創生加速化交付金というものを138万3千793円、これにつきましては農業体験ツアーの実施ですとか、農業体験インターンシップ事業の実施などに活用してございます。

その後、平成29年度からは交付金の名称が変わりまして、地方創生推進交付金という名称、現在の交付金の名称に変わっております。平成29年度から令和元年度まで、3か年連続して地方創生推進交付金をいただいております。まず平成29年度が76万円、平成30年度が66万9千円、令和元年度につきましては同じ額で66万9千円ございました。

内容といたしましては、Qなつつの関係で、初年度は新品種の愛称募集ですとか、新品種の落花生のPR事業などを実施しております。それ以降は2か年連続で新品種の落花生のPR事業を行ってまいりました。

平成26年度から令和元年度までの総額といたしましては、1億6千374万4千800円の金額をいただいているところでございます。

以上でございます。

○山田委員長

委員の皆様申し上げます。マイクのスイッチのオン、オフはご自身でされるよう、お願いします。また、新型コロナウイルス感染症対策、それと議事運営の能率を図る上から、質問者は単刀直入に簡潔に、また令和元年度歳入歳出決算書に基づいた質問をお願いいたします。

質疑を再開します。質疑のある方は。

○丸山委員

それでは30ページ、31ページの災害復旧国庫補助金。これは補正で計上されていますが、実際には収入済額が0円となっています。

関連して、36ページ、37ページ、これは県の方の災害復旧県補助金なんですけれども、236万3千円、これも補正で計上されているわけですが、収入済額は0円となっております。

これはどのような経過でこのようになったのか、お伺いいたします。

○土屋クリーン推進課長

廃棄物処理施設災害復旧費補助金で当初見込んでいた額と、また実際に工事した額を合わせてみたところ、補助対象額というのが実は150万円以上の工事ということ、あと廃棄物施設に係る、焼却施設に係る直接的な工事ということでありまして、査定の段階で工事自体が

150万円に満たない、また焼却施設に直接影響があるものではないということで、補助金の対象から外されました。

○丸山委員

外されたわけなんですけれども、それに代わる対応というのはされているのかどうか、それについてはいかがですか。

○土屋クリーン推進課長

今回のクリーンセンターの災害復旧工事については、全部で、一つ一つは150万円を超えていないんですけれども、総額では約410万円がかかっております。その中で、災害に対して焼却施設が直接ダメージを受けたわけではないので、それ以外のところはしっかり復旧させていただいています。そして、財源としては、350万円は市債ということで財源を確保しながら、やらせていただきました。

○丸山委員

分かりました。

あと、45ページで、先ほども林委員から出ておりましたプレミアム付商品券の販売に関してなんですけれども、先ほど課長は効果がありましたよということだったんですけど、どう見ても、国庫補助金は当初3億6千69万5千円だった、決算では4千21万5千400円で、執行率は11.2パーセントなんですね。これで本当に効果があったと言えるのかどうか。これはもっときちんと担当課は分析すべきではないかなというふうに思いました。

その辺については、再度答弁いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○堀越社会福祉課長

先ほどもお答えいたしました、対象者に対して申請者数が少なかったわけですが、これは申請があって、それからこちらの方で受け付けて、商品券の方を交付するという形をとっておりまして、子育て世帯とかに商品券を出すような形になっておりましたが、実際に商品券が販売されたのが8千49万6千円というようなことでございました。

詳しい分析の方はできておりませんが、結果としてはこのような形で、20万1千240枚が使用されたというようなことでございます。分析については、今具体的なことはちょっと申し上げられませんが、今後の事業については、分析の方をしっかりとさせていただきたいと思っております。

○丸山委員

やっぱりプレミアム付商品券というのは、子育て世代、そして非課税世帯、そういう世帯を対象にしたわけなんですけれども、市民にしてみれば、その商品券を持っていくと、私は非課税世帯ですよと公表して歩くようなもので、なかなか申請しづらい、大変不評なものでした。そういう意味では、やはり市が実際に市民と対話して、実態調査を、きちんと分かっているわけですから、国に対してこういった無駄な対応をすべきではないと、本当に市民全体に、こういった事業をやるならやるべきだと。そもそも、これをやるんだったら消費税を上げる必要は全くなかったわけです。だから、全く無駄な事業であったというふうに思うわけです。

まだ分析がきちんとできていないということなんですけれども、令和元年度が終わって、も

う半年がたっているわけです。そういう意味では、きちんと担当課が分析し、国に対して、こういった事業は今後もっと検討すべきと、このぐらいの意見を出すぐらい、そういう対応をしていただきたい。このように思います。

以上です。

○山田委員長

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

では、会議中ですが、職員の入替等のため10分間休憩いたします。

(休憩 午後 1時21分)

(再開 午後 1時28分)

○山田委員長

再開します。

これから歳出の審査を行います。

総務常任委員1人あたり1回の質疑時間は答弁を含め20分程度とし、交代制を導入して行いますので、よろしくお願ひします。残時間はモニターに表示します。

最初に、歳出1款議会費並びに歳出2款総務費(1項10目及び3項を除く)の審議を行います。

最初に、歳出1款議会費の審査を行います。

総務常任委員の質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

質疑がなければ、総務常任委員の質疑を終了します。

総務常任委員以外の質疑を行います。委員外委員の質疑時間は常任委員会ごとに答弁を含め20分以内となっておりますので、よろしくお願ひいたします。なお、残時間は呼び鈴でお知らせいたします。

総務常任委員以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員以外の質疑を終了します。

次に、歳出2款総務費(1項10目及び3項を除く)の審査を行います。

総務常任委員の質疑を許します。

○木村委員

では、質問させていただきます。

予算書55ページ、成果表だと16ページになりますが、定例表彰関係です。

年々、被表彰者が減少しているようなんですけれども、被表彰者は区役員、スポーツ功労者、

あと寄附者というふうに概要はなっているんですが、大体どのような基準で被表彰者を選定しているのか、お聞きしたいと思います。

○鈴木総務部参事

定例表彰式の表彰規程でございますが、こちらについては明文化されておまして、それに基づいて各部課内、あるいは地区から表彰の推薦を上げていただきまして、その後、表彰審査会を経て表彰を決定するというものでございます。

具体的には区役員、スポーツ功労、寄附でございますが、今手元に表彰規程がないものから明確なお答えはできないんですが、基本的に、地区で役員として一定年数、たしか12年以上だったかと思いますが、各地区で様々なご尽力をいただいた方についての表彰、あるいはスポーツであれば一定の、例えば全国規模の大会において入賞の成績を修められた方、あるいは寄附であれば、個人であれば100万円、あるいは法人であれば200万円など、一定の基準に基づいて表彰しているということでございます。

○木村委員

表彰者に関しては、在住じゃなくても、在人、または在学という形で、八街市に關係する人であれば表彰対象なんですか。

○鈴木総務部参事

八街市に対して功労のあった方ということでございますので、八街市民であるなしにかかわらず、基準に基づいて表彰させていただいているということでございます。

○木村委員

やはり表彰されると励みになりますので、ぜひ、だんだん少なくなってきていますけれども、灯を絶やささないで、これからも続けていただきたいというふうに思っています。

同じページなんですが、職員厚生費かな。成果表だと19ページになりますけれども。

職員の健康診断で、メンタルヘルス不調者の発生を未然に防ぐためを目的として、全職員を対象とした産業医によるストレスチェックテストを実施したとありますけれども、受診率が78.4パーセントになっているんですけれども、受診されなかった人たちというのはどうして受診されなかったのか、お尋ねいたします。

○片岡総務部参事

ストレスチェックにつきましては、例年ですと11月に実施していたところで、昨年度は災害対応等で実施が3月の方にずれこんだということがあります。前年度の受診率は80パーセント、令和元年度が78.4パーセントという結果となっております。昨年度については若干下がっておりますが、実施期間が短かったことが1つの要因であったと考えております。

今後は、所属長を通じて受診勧奨に努めていきたいと考えております。

○木村委員

2割強おられますので、全員を対象としているということなので、なるべく全員が受診できるように、ご指導のほどお願いしたいと思います。

また、定期健康診断、人間ドック受診率が94.36パーセントで、2年連続で未受診の職員がおられるということなんですけれども、これに関してはどういう理由で2年連続で受け

られなかったのか。

○片岡総務部参事

個別に通知の方を行いまして、受診勧奨を行っておりますが、また健康診断の必要性を周知しているところがございます。理由としてはちょっと定かではございませんが、定期的に医師の診断を受けていたり、または人間ドックの予約がとれなかったということもございますので、こういう職員につきましては個別に受診勧奨を徹底していきたいと考えております。

○木村委員

なかなか100パーセントというのは難しいかもしれませんが、100パーセントを目指して、定期健康診断を行っていただきたいというふうに思っています。

あとメンタルヘルスですが、不調者の早期発見及び対処を行うことを目的とした職員の心理相談を実施して、その相談件数が12件あったということなんですけれども、これは少ないのか、こんなものなのか、規模によって大分違うとは思いますがけれども、どういう見解で12件という数字を見ておられますか。

○片岡総務部参事

職員の心理相談事業につきましては、メンタルヘルス不調者の早期発見及び対処を行うことを目的として職員の心理相談を実施して、職員の健康管理に努めているところでございます。

受診者につきましては、例年やっぱり10件前後で推移しておりますので、多いか、少ないか、ちょっと分かりませんが、当然、メンタル不調を早期に発見するということが目的ですので、もしそういう職員がいたら相談窓口に来ていただきたいと考えております。

○木村委員

相談に来られる方はまだいいと思うんですけど、相談に来られないような方もおられると思いますので、メンタル面というのは非常にデリケートなものですから、その辺のところは心のケアをしっかりしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問になりますけれども、決算書の57ページ、成果表の22ページになります。

訟務関係費ということで、顧問弁護士の委託料が計上されておりますけれども、顧問弁護士のお仕事としては、いつも市民のための無料相談等をやっておられますけれども、このほかに訟務関係のお仕事をされているのか、仕事の内容を教えてくださいと思います。

○片岡総務部参事

本市では弁護士との顧問契約をしております。市の内部の事務に関する法律的問題に対処するために、法律顧問契約を行っております。訴訟のほかに、通常の市の内部の法律相談を受けていただいております。ちなみに、令和元年度は12件の相談がございました。

○木村委員

訴訟だとか、こういう問題が起きたときは、別途に何か費用が発生するんですか。

○片岡総務部参事

訴訟につきましては別途、費用がかかることとなります。

○山田委員長

木村委員、質疑はよろしいですか。

○木村委員

はい。

○山田委員長

ほかに質疑のある方は。質疑はございませんか。

○丸山委員

まず、53ページからお伺いしたいと思います。

お伺いいたしますのは総務費の不用額で、これが8千362万円あるわけなんですけれども、年度途中で対応できなかったのかどうか、その辺についてはいかがなんでしょう。

○山田委員長

答弁できますか。

答弁に時間がかかるようでしたら、丸山委員、次の質問に一旦どうぞ移ってください。

○丸山委員

では、すみません、まとめて答弁いただきます。

歳出全款にわたってしまいますけれども、前年度の不用額は8億9千900万円だったんですね。ところが令和元年度は1.7倍の15億3千600万円になったということで、その原因は何だったのか。総務の方で答えられなかったもので、全課ですね、どうだったのか、その原因は何だったのかということでお伺いいたします。

○會嶋総務部参事

全体的な不用額のお話になります。まず、平成30年度が約9億円ぐらいの不用額でした。令和元年度が15億円という形になります。推計しますと、約6億円ちょっとということで、7割ぐらい増えている形にはなっているんですが。

この大きな理由としましては、まず平成30年度からの繰越しの執行残というのが約5億円あります。それから、プレミアム付商品券の発行事業の執行残が約2億円、あと台風関係の被災住宅修繕関係が約7千万円程度ということになりますので、これらの特別の事情を除きますと、前年度決算時よりも2億円程度は低くなっているような、計算上はそういう形になります。

あと、このほかに八街中学校の屋内運動場の残ですとか、給食センターの休業分の減ですとか、あとは風疹対策、保育園の臨時職員の採用がなかった場合ですとか、そういったことが原因になってはいると思いますが、それに加えることの例年どおり執行残、あるいは各事業の対象案件数が結果的には少なくなったというようなことで、増減しているものと考えております。

例年、年度途中で、例えば9月ですとか、その辺で分かるものは減額して新たなところへという話はよく出てきます。12月もしかりなんですけれども、まず12月については、新たな仕事となりますと、年度越えになる可能性が高いので、そこで新たな事業にするというのは割と難しいのかなと考えます。ただ、9月においては、10月から新しい事業をやるというようなことで、あるいは今の事業の拡充をすとか、そういったことはできるかと思うの

ですが、各担当の状況にもよるのですが、せねばならないものであれば、当然やらなければいけないと考えていますので、今回、令和元年度の額については結果的に決まったということで、残ったから新しいものをやるのではなくて、やらなければいけないのであれば、残したものを利用しながらやるというような考え方で進めてまいりたいと思っております。

○丸山委員

令和元年度に関しては、消費税の増税が導入されるから入札関係はなるべく早く執行していくんだというような、そういった答弁があったと思うんですね。本当に賢いやり方だなというふうに思ったんですけども、当然そうした中では執行残が出てきていたと思います。やはり早期に事業が確定したものについては減額補正で、市民の要望に応え得る措置をすべきではなかったかなというふうに思います。市民の要望にいかに応えていくのかというのが市の仕事ですから、その点では徹底していただきたいなということを申し上げておきたいと思っております。

それから、55ページの一番上ですね、市長交際費についてなんですけれども、前年度よりも12.9パーセント減ということで、支出減にかなり努力されているなということは評価したいというふうに思います。

どういうところで支出減の努力をされたのか、その辺について、お伺いしたいと思います。

○鈴木総務部参事

まずは、今、丸山委員が言われたとおり、平成30年度に比して令和元年度は大きく減額いたしました。実はこれには1つ、からくりがございまして、今年の3月分につきましてはコロナの関係でほとんど執行しなかったという事情もあります。ただし、今年2月までを比較しても、昨年よりはもちろん減額しております。こちらについては、もう毎回同じ答弁になってしまうんですが、交際費の支出基準であったり、弔慰規程等に基づいて、必要最小限の支出を常に心がけるということで、市長とも何度も話をして、支出を決めているところでございますので、そういう成果が結果的に現れているのかなというふうに考えております。

○丸山委員

台風、コロナの関係で実際には支出しないところがあったという答弁でございました。また努力もされているという答弁がありました。

公費の支出に関しては、市民の関心は大変高いわけですね。そういう点では、支出に関して、本当に市政を円滑に運営するために必要とは思えない、そういった支出もまだ見受けられるわけですね、まだ見受けられると思います。そういう点では、もう少し精査していく必要があるのではないかなというふうに思います。

例えば、市内在住教職員OB会懇談会、これは市政の円滑な運営に対して必要なのか、大変これは疑問です。ほかにも、八街隊友会懇談会、5月と12月に2回参加されていますね。本当に必要なのかなと。市民の皆さんも首をかしげていますね。小中学校長会に4月、1月に参加している。そういう点でも、もう少し精査していく必要があるのではないかなというふうに思います。

交際費の中で最も多いのは、やはり飲食を伴うものなんですね。原則的には飲食を伴う支出

はなくす努力をしていくべきではないかというふうに思います。その辺について、来年度、精査検討していくことを求めますが、どうでしょうか。

○鈴木総務部参事

個別具体の事業について、ここで正当性の可否云々の発言は控えさせていただきます。あくまで市長交際費として支出させていただいているものにつきましては、公務上必要があるという前提の下で、交際費として支出すべきだろうという判断の下に支出したものでございますので、ご理解いただきたい。

これは今年度に限らず、次年度以降についても交際費の支出は、丸山委員が言われたとおり、市民の皆様からも非常に関心の高いところでございますので、その考えの下に適切な支出を今後もしてまいりたいというふうに考えています。

○丸山委員

市民はなぜ関心が高いかという、自分たちの納めた税金というところだと思うんですね。自分たちが納めた税金が原資となって交際費で出ていっているわけなんですけれども、ですから交際の透明性の確保であるとか、それから公費支出の公平性、これを高めるために今後ともぜひ努力をしていただきたい。このことを申し上げておきます。

次に、同じ55ページの職員研修についてなんですけれども、延べ1千12名の方が研修に参加されているということなんですけれども、実人数で行くと何人ぐらいなのか、お伺いします。

○片岡総務部参事

1千12名につきましては、庁内研修の1千12名は実際の実人数になります。研修自体は11種類の研修となっております。

○丸山委員

それは分かったんだけど、実際に参加した人数を延べで出されているわけでしょう、延べ1千12人ですよ、そんなに職員がいるわけじゃないから。実際にそこに参加した人数というのは、延べではなくて、何人が参加したのかと。

やはり公務員というのは市民に奉仕するのが仕事であって、そのための人材育成というのは本当に必要であるというふうに思います。職員1人あたりの研修受講数、そういう目標も決めているのではないかというふうに思いますけれども、八街市の職員の研修にあたっては、どのような目標を持って毎年あたっているのか、その辺について、お伺いいたします。

○片岡総務部参事

研修による職員の育成ということは当然重要なことだと考えております。職場において日常的に執務を通じて助言したり指導したりすること、また先ほど述べた庁内研修、それと印旛郡市広域市町村圏事務組合や千葉県自治センターの派遣研修などに参加しておりまして、職員の資質向上に向けた研修や、専門的な知識を得るために研修に参加または実施しているところでございます。

○丸山委員

だからね、重要性は担当課もよく分かっているよ。

職員全体の研修受講の目標、どれだけの職員を研修に参加させて、資質の向上に取り組んでいるのか、そういった指標はないのかということなんです。いかがでしょうか。

○片岡総務部参事

当然、毎年度、研修計画を立てているところがございますが、指標等、目標等は立てていないところがございます。これは当然必要なことだと思いますので、今後そういう目標を立てながら研修の実施、または参加させていきたいと考えております。

○丸山委員

大切な取組だと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、55ページ、先ほども木村委員から職員厚生費に関しての質問がございました。

受診率が今回下がったのは実施期間に問題があったというような答弁でございましたが、昨年は一連の台風災害で職員の皆さんは本当に大変だったと思います。職員の皆さんは心身共に疲れきった、そんな年だったというふうに思いますが、その職員の皆さんに対する対応策はとられたのかどうか、その辺について、お伺ひしたいと思います。

○片岡総務部参事

台風災害対応についての対応については、実際のところ実施しておりません。ただ、メンタルヘルスのストレスチェック、年度末になってしまったんですけども、実施したところで、その職員を対象に、産業医の面談希望者については実施したところがございます。実際は、面談希望者についてはございませんでした。

○丸山委員

また後でお伺ひするところなんですけれども、一連の台風の中で長時間勤務に関しては手当が出されております。しかし、体を休めるという点では、きちんとした休暇がとられたのかどうか。そういうことも知りたかったわけなんですけれども、台風の一連の中で職員にそういった休暇が保障されたのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○片岡総務部参事

夏季、夏休みの休暇につきましては例年10月いっぱいまでの取得になりますが、昨年度は11月末まで延長したところがございます。

○丸山委員

臨機応変に対応して夏季休暇をとってもらったということですね。

今、職員1人あたりの厚生費は八街市は5千57円なんです。全国では7千944円と、かなり八街市は低い。そういう意味では、本当に市民のために働く職員の皆さんの健康管理をしっかりとっていただき、市民の住民サービスに対してしっかりと働いていける、そういう職員の環境を整えていっていただきたい。このように申し上げておきます。

次に……もう時間ですね。

○山田委員長

ほかに質疑はございますか。

○林（政）委員

決算書の69ページの地区コミュニティ推進費について、お伺ひいたします。

今は自然災害が、令和元年度もそうでしたけれども、非常に多い中で、私は地域のコミュニティーということで、やっぱり各区が非常に大事になってくると思うんですけども、まず最初に、区の現在の加入率については、私は45パーセントぐらいと承知しているんですけど、実際は……違いますか。

○山田委員長

林政男委員、その部分は今の審議事項ではございませんので。

○林（政）委員

失礼しました。

○山田委員長

よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございますか。

○木内委員

決算書の69ページ、システム管理課関連で電算管理費のところですが、この点につきまして、ちょっとお伺いしたいんですけど。

○山田委員長

マイクのスイッチは入っていますか。

○木内委員

入れます。すみません。

決算書の69ページですね。違いましたか。

○山田委員長

上の方なら大丈夫です。

○木内委員

69ページの電算管理費なんですけれども、マイナンバーカード等を含めて、今後、システム管理については十分な注意が必要になってくる時代になってきました。その中で、個人情報保護徹底のためというところでも、物理的なセキュリティ対策というふうに書いてあるんですけども、この辺について、具体的にどういったことなのか、お伺いしてよろしいでしょうか。

○古西システム管理課長

システム管理課では需用費で消耗品を計上しておりますが、ウイルス対策ソフトの購入費用や、県のセキュリティークラウドというものに委託しておりまして、そちらの方に費用をお支払いして、利用料を役務費の中で支払っております。

以上です。

○木内委員

それで十分かといいますと、非常に危険性の高いセキュリティ対策ではないかというふうに感じております。クラウドの使用についてもいろいろ賛否がありますし、またウイルスソフトについてもいろんな角度から、非常に脆弱なものからありますので、もう少し、このところについては今後お金を使っても、専門家の意見を聞きながら対策費について検討して

いただければと思いますので。

質問を終わります。

○山田委員長

ほかに質疑はございますか。

○丸山委員

それでは、57ページの広報費について、お伺いたします。

これは私は毎回お伺いしているところなんですけれども、3万1千900世帯に対して1回あたり前年度よりも200部減の2万2千部を発行したということになっておりますけれども、令和元年度、市民に届けるために、多くの市民に届けるための改善策は検討実施されたのかどうか、その辺について、お伺いたします。

○鈴木総務部参事

こちらは毎回、丸山委員ほか、議員の皆さんから様々なご指摘をいただいているところでございまして、担当課としても非常に心苦しいところでございます。

担当としては、できる限り、市民の皆様のお手元に広報やちまたを届けるべく、いろんな方法を積み重ねながら、できるだけ手に取ってもらえる、読んでいただけるような手段を講じてきたところでございます。今現在としては、これも繰り返しになってしまいますが、新聞折り込みを中心に、スーパーであったり、コンビニであったり、公共施設であったり、そちらに備え置いて、手に取ってもらえるような努力。あるいは郵送も、特に若年層の方は新聞をとっていないこともあるだろうということから、幼稚園や保育園の父兄の皆様に広報やちまたの郵送の勧奨のお手紙を配らせていただいたり、そういう努力をしているところではございますが、なかなかそれが結果に結び付かないと。

一方で、これも何度もご指摘いただいているところなんです、ポスティングについて検討すべきだというようなお話も何度もお受けしております。これも検討の課題だとして以前からお伺いしていたところなんです、実際問題として、ポスティングについて、八街市全域をカバーできるというポスティング業者が実はいないということが判明しました。こちらについては全14、5社でしょうかね、問合せをして確認させていただきました。実際にできると言ったところが2社あったんですが、詳細を承りますと、全体ではなくて、結局は7割程度、さらに言えばそこから配布不能家庭等が発生するので、7割からさらに減るだろうと。もっと言えば、そのうちの1社は、各ご家庭にポスティングするのに1か月程度の時間がかかるというお話もございました。早くて10日程度かなというようなお話があって、なかなか広く市民に、各ご家庭に配布する手段が今のところは見つからないという状況でございます。

今、担当課の方で考えているのは、今までどおり新聞折り込みをしつつ、公共施設、スーパー、コンビニ等に備え置き、郵送も加えながら、さらにポスティングも一部、そこで加えてできないかなということを今は考えておまして、それについては新聞折り込み業者等との協議も必要なので、それについては現在継続中だということです。ただし、あくまでもできるかどうかはまだ全く分からないところでございますので、その辺はご承知おきいただき

たいというふうに思っております。

○丸山委員

大変、担当課が苦勞されているということはよく分かるんですけども、やはり広報というのは市民が八街で生活していく上では本当に大切な情報源だというふうに思うわけです。この間も広報紙と共に、ホームページやSNS等の活用をお願いしたいんだというようなことも言われていたんですが、高齢者にとっては、これを全く活用できない方が多いわけですね。ですから、1つは高齢者対策、高齢者世帯へきちんと情報が行くということも1つ、頭に入れていただきまして、検討いただかなければならないのではないかなというふうに思っています。

そういった高齢者世帯へきちんとした情報をお届けするという取組に関しては、各区のボランティアさんを募ってお届けしていくとか、やり方はいろいろあるかと思うんですね。それには市民の皆さんの知恵を活用して、きちんと市の情報を届けていただきたい。ぜひ来年度に向けて、そうした取組、きめ細やかな取組をしていただくようお願いしたいというふうに思います。

それと59ページ、財産管理費でお伺いしたいと思います。

ここの中で契約事務についてなんですけれども、小規模公共事業の契約発注件数、また契約金額、共に伸びているように思いますけれども、登録業者数が伸びていない。ここはどうして伸びていないのか、その辺をどのように分析されているのでしょうか。

○會嶋総務部参事

登録業者数ですが、おっしゃるとおり、1社しか増えていないというのが現状で、これはちょっと確実に分析したわけではないんですが、新規でいらっしゃる業者さんが何件か、当然いらっしゃいます。その方もしかりなんですけど、高齢化になってしまっているのではないかとこのところが1つあります。

もう一点は、これはちょっと私の方の手落ちというか、優しさがなかったというか。広報に案内した際に、以前から言われております滞納関係のお話で相談いただいた、納税の関係で相談いただければ大丈夫であるというような一文を、近々の広報で載せるのを忘れておりました。その辺がどう動くか、ちょっと分かりませんが、それも1つあるかもしれません。

ただ、実際、案内は広報とかしかやっておりませんので、あとは口伝とかで行くということを期待するところなんですけど、最終的にはやはり専門でやっていた仕事をお辞めになって、自分で開業して始める、しかし高齢化になってしまったということも、1つあるのかなというふうには考えています。

○丸山委員

今回のコロナ等では、建設業者の方々の減収というのがかなり高い比率であるということが見えてきているわけなんですけれども、こういう制度があるんだよ、活用してくださいよということで、もっともっと分かりやすく知らせていっていただきたいなということと、それから公平性、透明性への努力をどのようにされているのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○會嶋総務部参事

小規模に限らずということによろしいですかね。小規模についても、私どもの方から各課には同じところになるべくしないようにと、均等に、なるべくばらまいてくださいというようなことは指示しております。

それから、一般の入札の関係は、今現在は電子化されておりますので、あと指名についてもしていない状況ですから、その点については参加したい、参加できる企業が参加するという形で、さらにそれも電子化されている状況ですので、公平も透明も、両方共で一定ラインは守られているというふうに考えております。

○丸山委員

小規模公共事業の方は意識して均等にしているんだよということなので、その辺はぜひ職員の皆さんの努力をお願いしたいというふうに思います。

それから、説明資料の31ページなんですけれども、財産管理費の中で、朝陽小学校体育館火災に伴う破損ということで8万9千640円、実際に工事しているわけですね。

この火災に関しては、学校側には過失がなかったという報告を受けているわけですが、八街市がこういう形で支出しなければならない状況になったというのは、どういう経過があったのでしょうか。

○會嶋総務部参事

今おっしゃいましたように、学校側には一切責任はないというところは間違いありません。ただ、管理しているという管理上の責任というところは、そこまで含めて100パーセント、八街市は全く関係ないとは言えないということで、管理的な部分だけの工事についての費用ということで支出しております。実際は保険対応で面倒を見ていただいております。

○丸山委員

分かりました。

○山田委員長

丸山委員、質疑は終わりましたか。

会議中ですが、10分間休憩いたします。

(休憩 午後 2時18分)

(再開 午後 2時27分)

○山田委員長

再開します。

総務常任委員の質疑を許します。質疑はありませんか。

○石井委員

それでは質問させていただきます。

決算書57ページ、概要説明書、成果報告説明書26ページでございます。

広報費の質問が先ほど丸山委員の方からございましたけれども、1点ちょっと確認させていただきます。

ホームページの閲覧件数が令和元年度は50万8千146回と、前年、さらに前年と比べる

と大分増加傾向にございます。この要因に関してはどのように捉えているのでしょうか。

○鈴木総務部参事

すみません。石井委員、ホームページの閲覧件数ですか。

○石井委員

はい。そうでございます。

○鈴木総務部参事

分かりました。

平成29年度、平成30年度はほぼ横ばいで、令和元年度は約2倍以上に増えているわけなんですけど、この要因としては9月の災害の関係で大きく伸びたと、それによるものであるというふうに考えております。

○石井委員

災害の問合せとか、様々な市役所に対しての要望だとか、そのような捉え方になっているのでしょうか。

○鈴木総務部参事

要望等の書き込みなどもありますけど、純粋に市の情報を知りたいという形で、特に去年9月ですね、9月だけで15万件のアクセスがあったということですので、純粋に市の災害対応等の情報収集ということで、私どもは理解しております。

○石井委員

かしこまりました。ありがとうございます。恐らく10月も同じぐらい、近いような数字で閲覧されたのかなと思います。トータルすると、前年度と同じぐらいになるので。かしこまりました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

決算書65ページ、成果の説明書37ページでございます。

公共交通対策費の件について、ご質問させていただきます。

地域公共交通協議会ということで負担金がございますけれども、その下にバスの運行対策費補助金、これはフラワーバスということで計上されております。成東駅から八街駅間ということでございますけれども、補助金を出している費用対効果と申しますか、どのような数字の利用者が前年の数字であって、経年はどのようなデータが出ていますでしょうか。

○渡邊企画政策課長

バス運行対策費補助金につきまして、これは千葉フラワーバスが運行している八街線、成東駅と八街駅間の赤字補填に関する補助でございます。国庫補助対象ということで、千葉県、それから市町村では山武市、八街市が協調して助成しているものでございます。毎年度、千葉県のバス対策地域協議会印旛分科会で協議されておまして、地域間幹線系統確保維持計画を策定して、補助いただいているところでございます。フラワーバス八街線の八街の既路程につきましては全行程が14.13キロメートルで、八街で3キロメートルが運行されております。それに対する補助というところでございます。山武市と八街市が案分して補助しております。

経年の数字につきましては、ちょっと手元にないのですが、昨年の補助金の申請を見ますと、平均乗車密度につきましては1.7、輸送量につきましては15.1という数字を出されております。

あと、八街市の方では、なるべく運行していただきたいということで取組を行っておりまして、例えばバスの乗り方教室ですとか。昨年は中止となっております。また、山武市にあります妙宣寺はお花見が有名でございまして、そちらへ八街線で行っていただきたいということで広報に掲載するですとか、あと明朗塾の花火大会のときに、千葉フラワーバスの方で臨時運行のバスを走らせておりますので、そちらを広報しているですとか、そういった形で何とか運行を維持していただくように努力しているところでございます。

○石井委員

今、平均1.7と、輸送量15.1という数字をお話しされましたけど、具体的にはどういう数字でしょうか。

○山田委員長

答弁できますか。

○渡邊企画政策課長

後ほどお答えさせていただければと思います。

○石井委員

分かりました。

では、次の質問に移らせていただきます。

決算書67ページ、主要施策の39ページでございますけれども。

成田空港の活性化協議会の5万円の支出について、負担金について、ご質問させていただきます。

成果の説明書ですと、負担金を支出して、成田空港を核として地域経済の活性化が図られたということでありまして、5万円を負担して、どのように地域経済の活性化が図られたのか、ご質問いたします。

○渡邊企画政策課長

成田空港活用協議会につきましては、成田空港の高まるポテンシャルなどを最大限に活用して、千葉県全体の経済活性化を図ることを目的に、県経済界、民間事業者、それと行政といった幅広い主体が結集しまして、オール千葉の体制の下、平成25年に設立されたものでございます。

昨年の事業といたしましては、ビジネス支援事業ですとか、あと空港利用促進PRですとか、そういったものを実施しておりますが、八街市関連といたしましては、例えば県内の経済活性化ビジネスセミナーに当市の副市長が参加しております。

それから、空港利用促進PRに関しましては、ジェットスタージャパンの庄内線が新規就航いたしまして、そのPRということで酒田の花火ショーに県の方でPRブースを設けまして、その中のイベントの1つとして八街産の落花生のつかみ取りが行われたと伺っております。

それから、訪日客などへの「おもてなし」食プロジェクトと称しまして、プロモーションが

行われております。ベジタリアン、ムスリムフレンドリー製品販売機会の提供ということで、その中に八街市内の事業者が出展しております。

そのような中で、八街市も活用した中で、オール千葉ということで県内の活性化を図っているというところがございます。

○石井委員

具体的に様々な事業に貢献されているということがよく分かりました。

実際、例えばこれに関しては5万円の支出ですけれども、ジェットスタージャパンのPRで酒田の花火ショーだとか、落花生の販促をされていますけれども、この辺の経費についてはどこに計上されていらっしゃるのでしょうか。

○渡邊企画政策課長

こちらの経費につきましては、成田空港活用協議会さんの方の事業になっておりますので、あくまでも八街市は負担金を支出しているだけで、事業としては活用協議会で行っているものでございます。

○石井委員

分かりました。

平時からこのような活動をしているんだよということを、もう少し我々とか市民の皆さんにも周知していただくとありがたいなというふうに思う次第でございます。

同じく67ページの交通安全対策費について、ご質問いたします。成果の説明書は43ページです。

交通安全は非常に各団体について補助されているんですけれども、交通安全教室というのを学校、幼稚園、保育園で実施されていますけれども、回数を書いてありますけれども、どこの保育園、幼稚園、小学校、中学校で開催されたのか、ご質問いたします。

○宮澤防災課長

こちらにつきましては、市内全ての幼稚園、保育園、小・中学校で実施しております。

○石井委員

回数は書いてありますけど、例えば二州小学校とかだと、結構、複数回やっていたりしていると思うんですけど、分かる範囲でお答えいただければありがたいです。

○宮澤防災課長

すみません。幼稚園、保育園につきましては2回、小・中学校につきましては1回です。

○石井委員

特に二州小学校は5年生から沖分校、4年生まで沖分校に通って、5年生から二州小学校の本校に約4キロメートル、5キロメートル、遠いところは自転車で来られますので、その辺についても安全教室を、有志でやっただいている方もいらっしゃるんですけれども、ほかに市が関わっている事業に関してもまた加速的にお力添えいただきたいと思っております。

その前の、決算書の前のNPO等福祉有償運送運営協議会、この件について、ご質問させていただきます。成果の説明書42ページでございますけれども。

NPO等福祉有償運送運営協議会、これはどのような目的で、いつ、運営協議会が設立され

たのか、ご質問いたします。

○渡邊企画政策課長

お答えいたします。

道路運送法の規定に基づくNPO等による福祉有償運送につきましては、社会福祉法人やNPO法人などが、1人では移動困難な身体障害者や要介護者等の運送を行う自家用有償旅客運送ということでございます。福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価及び適切な運送の確保について、必要な事項を協議するため、この協議会を開催しているところでございます。

この協議会につきましては、要綱をちょっと確認しているんですが、1度、平成17年に要綱が廃止になっておりまして、恐らくその前からあるということですので、ちょっと設置した時期につきましては後ほどお答えする形でよろしいでしょうか。

○石井委員

はい。

例えばバスやタクシー事業によって十分な輸送サービスが提供されないということで、地域交通や移動制約者の輸送が確保されていない地域の交通手段確保の支援を行うということですが、先ほど少しお話が出た地域公共交通との関わり方、一般質問になっちゃうとちょっといけないんですけれども、いわゆる協議会が果たす役割が当初設立したものと大分変わってきていると思います。例えば今後、地域公共交通の欄ではちょっと質問しませんが、ここに対して果たす役割をどのように市として考えているのか、お聞かせください。

○渡邊企画政策課長

NPO等福祉有償運営協議会につきましては、地域公共交通協議会とは一線を画しておりまして、あくまでもNPO等が行う福祉有償に関する協議を行う場でございます。一般の路線バス、あるいは通常のタクシーに関する協議は行っておりません。あくまでも福祉有償に関わるNPOなどの自家用車輛による運送というものでございます。

○石井委員

分かったような、分からないような。ちょっとすみません、私の理解が乏しいんだと思うんですけど、基本的に当時、設立していたときと今は大分状況が変わってきていると、繰り返しになりますけれども。

基本的に、高齢者外出支援タクシーや、様々な、先ほどの市外のフラワーバス、そして市内のふれあいバス等、様々な公共手段を例えば横串で刺すような政策がないと、公共交通の一翼は担えないのではないかとこの理解があるので、今後見直しが、この場合だったら、この協議会の方でも話を出していただければありがたいなと思っています。

次の質問に移ります。67ページの交通安全施策整備事業費。主要施策説明書の44ページでございますけれども。

カーブミラーの設置についてですけど、凍結しないカーブミラー、凍結防止のカーブミラーは令和元年度は何基設置されましたでしょうか。

○宮澤防災課長

令和元年度につきましては1基設置しております。場所につきましては、朝陽小学校から入ってきた藤の台の斜めの交差点、旧パイオニアのところの交差点に設置しました。

○石井委員

ありがとうございます。

たしか、値段がちょっと3倍ぐらい、1基あたりすると、値段が高いんですね。前から私も質問を何度か、こういう機会にしているんですけど、できれば凍結防止のカーブミラーを主要な道路、幹線道路の十字路になるべくこれからも多く設置していただきたいと思います。パイオニアの十字路もちょっと頭を出さないと見えないところがあったりしますし、そういったところが八街市内には多く、各区長さんから上がってくると思いますので、これからも費用の面、多々問題はあると思いますが、予算を確保していただいて、凍結防止のカーブミラーの設置を多くお願いしたいと思います。

とりあえず、終わります。

○山田委員長

ほかに質疑は。

○木村委員

1点だけ、ちょっとお聞きいたします。

決算書の75ページ、台風15号による災害対策事業費の委託料で災害廃棄物処理業務として6千325万1千612円を拠出しているんですけど、この内訳というのはどういうものなのか。

○土屋クリーン推進課長

災害廃棄物処理事業につきましては、委託料になりますけれども、まず1つは災害廃棄物の仮置場等維持管理業務がございます。

そのほかには、運搬費がございまして、1つは災害廃棄物の家電4品目を仮置場から処理施設に送り込む運搬費、それと木くず等の運搬費がございまして。

処分費のみとしては、生木類、あとは木くず類の処分費用。

運搬処分費として、建設木くず及び生木類、それとガレキ類、それとアスベスト含有建材、石膏ボード等、小型家電、農業用ビニールの運搬処分費等になっております。

○木村委員

大体どのぐらいかかって処分したんですか。

○土屋クリーン推進課長

期間でしょうか。

○木村委員

期間。

○土屋クリーン推進課長

期間は昨年度12月いっぱいまでかかりました。

○木村委員

じゃあ3か月か、10月、11月、12月と。

○土屋クリーン推進課長

3か月です。

○土屋委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

○丸山委員

それでは65ページから、私はお伺いいたします。

まず庁舎整備なんですけれども、ここではトイレの改修工事が行われました。市民の皆さんからは使いやすくなったと好評をいただいておりますし、障がい者の皆さんからも使いやすくなったという意見をいただいております。本当にこれは良かったことだというふうに思っております。

次に、第2庁舎の解体が行われたということなんですけれども、その後、今後の庁舎建設の計画というのはどんなふうになっているのか、その辺についてはどうなっていますか。

○會嶋総務部参事

第2庁舎の解体後の跡地利用ということでございますが、端的に申し上げまして今のところ計画はございません。

今現在、各課等が少し手狭という状況も含め、市民の方の利用勝手が悪いとか、いろいろなことがあるかと思いますが、今現在、足らないから、この部分だけちょっと足して作りましょうですか、そういった考えではなくて、総体で考えていきたいということで、今年度、執務環境という調査をする予定でございました。それが、コロナの関係がありまして、一時取下げということで減額させていただいております。環境調査をした上で、どのぐらいのスペースが必要なのかですとか、どういった動線が有効なのかということをもまず検証した上で、どのぐらいのものが八街市の場合は必要なのか、あるいはその後の人口減少等も加味された中ではどういった年齢構成になってきて、どこが重要視されていくのかですとか、そういったところを調査した上で、跡地のところを使うべきなのか、あるいは第3庁舎も含めた中で大きなものにしていくのかということも検討していかなければならないというふうに考えております。

○丸山委員

昨年の大きな一連の台風を受けて、その対策を進めていく中で、庁舎が本当に狭くて大変だったと。職員の皆さんも3階まで上がってこなければならぬ。市民の皆さんが相談に来ても、暗い廊下に椅子を置いて、何人かで相談を受けなければならぬといった、大変な混乱の状況の中でやり過ぎなければならぬかつという経緯があるわけです。

やはりこれからも防災対策の一環として庁舎整備が必要ではないかなというふうに思うんですが、ぜひ昨年の経験を活かした、そうした計画をぜひ進めていただきたい。まずそのことを伝えておきたいと思います。

同じく65ページの公共交通対策費なんですけれども、コロナ禍では、資料等を見てもと、次期公共交通網形成計画に対する調査業務を行い、利用状況調査結果、市内公共交通の

課題の整理などの取りまとめをしたとしていますが、どのような傾向だったのか、どのような取りまとめ結果となったのか、お伺いいたします。

○渡邊企画政策課長

市内の公共交通網の主な課題ということで捉えさせていただきますと、ふれあいバスにつきましては乗車や降車が共にないバス停が連続している区間があることから、利用者ニーズとの整合や運行距離、時間の削減など、ルートの見直しを検討する余地があるように考えられます。また、路線バスにつきましては利用者が著しく低い便がございまして、利用者の増加に向けた見直しの必要があるように考えられます。

こういったことを踏まえまして、これは昨年度の調査でございますが、今年度は地域公共交通計画の策定を予定しております。昨年の調査を踏まえまして、今年度の策定を進めてまいりたい。このように考えております。

○丸山委員

生活交通確保維持改善計画の中では、ふれあいバスの収支率は32パーセント以上ということ掲げているわけなんですけれども、令和元年度はどのような状況だったのか、把握されていますでしょうか。

○山田委員長

答弁できますでしょうか。

○渡邊企画政策課長

後ほど回答させていただければと存じます。

○丸山委員

では、ちょっとまた後で。

あとは、67ページの負担金補助及び交付金の中でJR複線化促進期成同盟負担金。

説明資料の中で、要望活動を実施してJR総武本線の利便性向上等が図られたというふうにあるわけなんですけれども、令和元年度は具体的にどのような改善が図られたのか、お伺いいたします。

○渡邊企画政策課長

昨年度につきましては、JR東日本本社、それから千葉支社、東京支社、国土交通省に期成同盟として要望を行っております。

全路線の共通要望といたしましては、災害時における情報提供の円滑化について、それから安全対策について、それから利用者ニーズに的確に対応した施策についてということで、この中にはバリアフリー化の推進ですとか、ホームドアの早期整備による転落防止対策の促進などが含まれております。それから、千葉県の多様な地域特性に対応した鉄道ネットワークの利便性の維持向上、それから利用者の利便性、安全性の確保、こういったものを期成同盟として、千葉県全体としての要望を行っております。

その中で、総武本線につきましては、通勤、通学時間帯の普通列車の増発、それから最終電車の繰下げということで、期成同盟の方で要望してございます。その中で、2020年のダイヤ改正が3月に行われておりますが、実際、総武本線の改正につきましては特急しおさい

の一部列車での時刻の変更、それから普通列車の一部列車での時刻の変更、こういったものが行われておりまして、大幅な増便ですとか、そういったものは昨年度はなかったという状況でございます。

ただ、引き続き、粘り強くJRに対しては要望していく必要があると考えておりますので、今後も要望を行ってまいりたいと考えております。

○丸山委員

要望活動は積極的に行われたと、しかし利便性向上等が図られたところまではいっていませんでしたね。だから、この辺については大変期待したところなんですけれども、そうではないことがよく分かりました。やはり今、課長が言われたように、粘り強く市民の声をしっかり届けていくという要望活動を進めていっていただきたいというふうに思います。

それから、次に67ページなんですけれども、総合計画策定事業費19万9千740円ということで執行されているわけなんですけれども、今後5年間の街づくりの方向性と施策の計画であるわけなんですけれども、作成業務を委託しなかったと、職員の皆さんの手によって策定したんだという報告があるわけなんですけれども、ここにどれだけの職員の皆さんが携わって制作したのか、その辺はどうなんでしょうか。

○渡邊企画政策課長

企画政策課につきましては、その中の企画政策班の担当職員が手作りということで携わってまいりましたが、実際の策定にあたりましては全庁で策定作業を行っております。例えば八街市総合計画策定本部を立ち上げまして、本部長は副市長になっていただきまして、幹部職員の方に本部会、その下に策定委員会、あるいは調査研究を行うために小委員会ですとか策定部会を作って策定作業を進めました。

それから今回、総合計画の中にまち・ひと・しごと創生の第2次総合戦略も重点化施策ということで組入れるということで、やはり同様にまち・ひと・しごと創生本部ということで、創生本部長につきましては市長になっております。その中で本部会、あるいは課長クラスによる幹事会、それから外部の方にも参加いただいておりますので、そういった外部の方々の意見を取り入れながら策定してまいりました。

以上でございます。

○丸山委員

2年間携わったということなんですけれども、やっぱり八街市のまちづくりに対する職員の自覚あるいは姿勢が本当にこういうところに出てくる。そういう意味では、職員の研修の場にもなるのではないかなということを感じるところなんです。今回の総合計画だけではなくて、各課の事業計画も委託することなく各課で、本当に仕事が増えて大変だという面もあるんですけれども、ぜひ自覚的な街づくりのために各課でそういった取組を進めていただきたいというふうに思うわけなんですけれども、その辺については方針としては打ち出すことはできないのかどうか、どうでしょうか。

○大木総務部長

今、丸山委員が言われましたとおり、各計画につきまして、市の職員が作るということであ

れば、確かによいものができるというか、市の職員の考えがかなり反映されたものができるというふうに考えております。今回の総合計画につきましても、かなり職員が苦勞されたというふうに私も思っておりますし、かなり時間をかけて丁寧で作られたというふうに考えております。ただ、職員については移讓事務等もかなり多くありまして、かなりきついところがございますので、その辺は十分検討しながら、例えば委託するにしても市の職員が中心となった形で作れる方法等、そういうものを考えながら作成していきたいというふうに考えております。

○丸山委員

やはり市の職員は市民と接していて、より具体的に、より問題を把握していると思います。委託することによって机上の空論的な街づくりになってしまう、これがずっと続いてきたというのが実態だと思います。そういう意味では、本当に職員の皆さんの仕事量が増えるという点では大変ですけれども、しかし職員の皆さん自らが作り上げた計画を市民と一緒に実践していく、実現していくという点では大変心強い内容になるというふうに思いますので、ぜひその努力を進めていっていただきたいというふうに思います。

次の65ページ、交通安全対策なんですけれども、67ページですね、ごめんなさい。67ページの交通安全対策なんですけれども、先ほど広角ミラーについては1基設置しましたよという答弁がございました。やはり市民の安全を守るという点では、確かに高いものではあるんですけれども、市民の安全、命を守るという点では、お金では換算できないはずです。ぜひ計画的な導入を進めていっていただきたい。このことを1つ申し上げておきます。

もう一つ、市民の安全対策について。

八街市は交通安全計画がないわけですね。国の方は努力義務だから作らなくてもいいということで、この間も八街市は県の計画があるから、それを具体化しますということで答弁されてきております。しかし、今年度、交通事故の死亡者が八街市は県内ワースト1という状況になっていますね。近隣では、富里市、印西市、佐倉市は既にこういった交通安全計画を作っているわけなんですけれども、やはり市民に対して、こういう計画の下に安全を呼びかけていくということが必要ではないかなというふうに思いますけれども、担当課はどんなふうにお考えでしょうか。

○宮澤防災課長

ちょっと今、作ると断言はできないんですが、令和3年度以降をめどに、策定についても検討してまいりたいと考えております。

○丸山委員

今、八街市も高齢化に向かってどんどん高齢者が増えている中で、高齢者の事故が多いと。せんだっても障がい者の方が横断しようとしたけど車が止まってくれなくて、本当に転んだけれども、それも知らんぷりして行ってしまったというような、障がい者にとっても大変危険なまち、高齢者にとっても大変危険なまちになっているというのが実態です。そういう意味では、そういった計画の下に、市民も本当に交通安全を心がけられるような、そういう計画書をぜひ作り上げていっていただきたいということを申し上げておきます。

次に、73ページ、事務改善推進費というのがあります。

説明書によりますと、10事業に対して外部評価、ヒアリングを実施したということなんですけれども、10事業に対してどのような意見が出され、改善に向けての取組が進められようとしているのか、その辺について、いかがでしょうか。

○渡邊企画政策課長

昨年度につきまして、外部評価を実施した案件につきましては5件ございました。

まず1点目は、定員管理の適正化ということでございます。これにつきましては、事業につきましては継続で、今後見直し、改善が必要であろうというような指摘内容でございました。

続きまして、2点目は組織、機構の見直しでございまして、これにつきましては、事業につきましては継続で出ていまして、結果としては見直しで、改善が必要であろうというような指摘でございました。

続きまして、3点目は民間委託等の推進ということで、これは社会教育施設ですとか社会体育施設を対象にしておりますが、事業につきましては拡充が必要であろうというような結果でございました。

それから、4点目が人材育成の充実ということで、事業につきましては事業継続で、やはり拡充が必要であろうというような意見でございました。

それから5点目で、電算システムの更新再編ということで、事業につきましては継続で、これは見直し、改善が必要であろうというような指摘内容でございました。

以上でございます。

○丸山委員

では、これは全て今年度に反映されたということになるわけですか。

○渡邊企画政策課長

これにつきましては行革担当として取りまとめを行いまして、各担当課に審査結果を通知してございます。その上で、今後検討してくださいという内容でございまして、予算に反映するかということは別のことでございますので、ご理解いただければと思います。

○山田委員長

時間が終了しましたので、一旦ほかの委員に質疑を譲ってください。

○土屋クリーン推進課長

先ほど災害廃棄物の処理事業費の中で今年度分について12月と言ってしまいましたが、3月いっぱいまで終わっておりますので、ちょっと私の勘違いでございました。

それと、まだ倒壊家屋等を令和2年度も継続してやっているところでございますので、全ての処理が今年度中には終わると考えております。

○山田委員長

ほかに質疑はございますか。今は総務常任委員の質疑の時間です。

○石井委員

それでは、すみません、先ほど時間が切れてしまったので、あと2、3点、追加の質問をさせていただきます。

決算書79ページ、内訳書64ページでございます。

市徴税費の件ですけれども、14節自動電話催告システム賃借料について、ご質問させていただきたいと思っております。

これは平成30年の終わり頃から、たしか導入されていると思っております。昨年1年間、通して催告システムが活用されたと思っておりますけれども、内容と効果、効能はどのような結果だったでしょうか、ご質問いたします。

○酒和納税課長

自動電話催告システムなんですけれども、令和元年度の稼働実績につきまして、まず自動電話催告システムというものなんですけれども、専用パソコンを市役所内に設置して、納税課内から電話コールというような形になるんですけれども、1時間あたりで概ね50件ほどのコールが可能なものとなっております。

令和元年度の稼働実績なんですけれども、架電については79日間、1万7千15件、架電しております。その中で、うち、受信ということで、それについては8千520件ということで、受信率については50.9パーセントというような結果でありました。

また、成果というものについて、こちらでちょっと検証したんですけれども、因果関係というところまでは分かりませんが、令和元年度現年課税分の収納状況につきましては、調定済額75億2千186万3千659円に対して、収納済額73億4千502万4千882円ということで、収納率97.6パーセントというような結果となっております。前年度と比較いたしますと、調定済額1億6千919万1千346円の増に対しまして、収納済額は2億169万711円の増というような形になっております。収納率につきましては0.4ポイントの増となっております。調定額の伸びを差引きますと、収納済額が約3千200万円の増となっている次第でございます。

以上でございます。

○石井委員

平成28年度から県税事務所のOBの方、主幹が来られたという先ほどの質問の受け答えがありましたけど、それと合わせて、収納率の増加に寄与されているということが目に見られるなと思っております。今後ともよろしく願い申し上げたいというふうに思います。

それと、23、償還金利子及び割引料についてですけれども、市税過誤納還付金及び返還金について、結構な金額があります。1千878万7千円ですけれども、内訳についてはどのような形になっておりますでしょうか。

○酒和納税課長

お答え申し上げます。

それぞれ読み方があるんですけど、納入誤謬というものに対しましては21万4千800円、重複納付というようなものにつきましては401万9千500円、課税誤謬が173万3千500円、税額更正が416万4千384円、控除不足というようなものが115万7千636円、還付不能金という項目のものが844円、その他が749万6千500円ということで、総計が1千878万7千164円というような内訳となっております。

○石井委員

各年に比べると、ちょっと多いような気がするんですけど、その辺について、いかがですか。

○酒和納税課長

これにつきましては、毎年これぐらいの金額は見ているんですけども、過去に多かった年は、平成24年度におきましては3千655万9千197円というような金額になっております。また、平成28年度ぐらいからは2千100万円台で、平成28年度、29年度、30年度と続きまして、令和元年度はただいま申し上げましたような1千878万7千160円というような決算結果となっております。

以上でございます。

○石井委員

分かりました。ありがとうございます。

最後の質問に移らせていただきます。決算書の83ページ、選挙管理委員会諸費について、質問させていただきたいと思います。

参議院選挙、そして県議会議員選挙、市議会議員選挙がございましたけれども、関連するので、支出項目はこれということだと各消耗品費になるのか、ちょっと分かりませんが、昨年からイオンのところで期日前投票を始めましたよね。その辺の経費についての効果、費用に対する効果をどのように見ているのか、また期日前投票の投票状況についても、ちょっと教えていただければと思います。

○山田委員長

執行部、答弁できますでしょうか。

○片岡総務部参事

イオンでの期日前投票につきましては平成28年の参議院選挙から設置しております。実際にイオンでの期日前投票の投票率というのは、選挙ごとに上がっている状況となっております。実際の率については、ちょっと今手持ちに資料がございませんので、申し訳ございません。

○石井委員

もし、後で、分かる範囲で教えていただければありがたいと思います。

もう一点、すみません、決算書の87ページ、負担金補助及び交付金の欄ですね、ちょっと説明書の方に記載がなかったので。

市議会議員選挙の不在者投票の特別経費負担金10万800円、これはどのような支出項目になるのでしょうか。支出内容について、お伺いいたします。不在者投票特別経費負担金です。

○片岡総務部参事

これにつきましては、病院とか特別養護老人ホームとか、そこでの不在者投票につきまして、投票者1人につき1千500円の経費を負担しております。96名分となっております。

○石井委員

これは不在者投票をされた方の経費ですか、それとも職員もしくは施設の所属長、施設に関

して、市が、選挙管理委員会が支払いをしている金額なんでしょうか。

○片岡総務部参事

施設の職員に対しての負担金です、施設の職員に対してです。

○石井委員

分かりました。

説明して、投票していただくような。その場所をお借りするという意味なんですかね、意味合いとしては。職員が伺って、それを回収しているわけですか。ごめんなさい。ちょっと詳しく教えてください。

○片岡総務部参事

病院などにつきましては、不在者投票ができる施設としての届出をしてもらっておりますので、そこでの不在者投票につきましてはの市からの負担金となっております。

○石井委員

分かりました。不在者投票とじて受け取ればいいということですね。それが施設でできるという認識ということで。分かりました。ありがとうございました。

○山田委員長

会議中ですが、10分間休憩いたします。

(休憩 午後 3時25分)

(再開 午後 3時35分)

○山田委員長

再開します。

渡邊企画政策課長より発言を求められていますので、これを許可します。

○渡邊企画政策課長

先ほど石井委員から質問をいただきました件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、八街線の路線バスの平均乗車密度につきまして、平均乗車密度とはどういうものかを申し上げますと、起点から終点まで平均して常時バスに乗車している乗客数を目安ということにしております。ちなみに、平成29年度が1.7、平成30年度が1.7、先ほど私は令和元年度1.7と申し上げましたが、1.8に訂正をお願いしたいと存じます。

続きまして、輸送量につきましては、今申し上げました平均乗車密度に運行回数を掛けたものが輸送量でございます。平成29年度が15.1、平成30年度が15.1、令和元年度につきましては、私は先ほど15.1と申し上げましたが、16.0に訂正をお願いしたいと存じます。

続きまして、NPO有償運送に関する協議会の設置年月日でございますが、先ほど触れさせていただきましたが、平成17年というお話をさせていただきましたが、やはり設置につきましては、こちらとしては平成17年と捉えております。

続きまして、丸山委員さんからご質問いただきました、ふれあいバスの収支率でございますが、平成29年度が25.8パーセント、平成30年度が25.0パーセント、令和元年度が25.8パーセントでございました。

以上でございます。

○山田委員長

執行部、ほかに答弁はございますでしょうか。

○片岡総務部参事

先ほど石井委員からあった、イオンでの期日前投票の投票者の状況ということですが。

昨年の参議院選挙につきましては、イオンで8日間実施しまして2千843人、投票者数の割合としましては11.87パーセント。

続いて、八街市議会議員選挙は4日間実施しました。2千325人で、投票者数のうち10.44パーセントとなっております。

以上です。

○山田委員長

それでは、総務常任委員の質疑を許します。質疑はありますか。

○丸山委員

先ほどバスの収支率に関しまして、令和元年度は25.8パーセントだったということで報告をいただいたわけですが、目標は32パーセントなのですが、なかなか目標に達していない。やはり来年度の見直しの中で当然、収支率も検討されていくかと思っておりますけれども、そういった中で、乗り合いタクシー等も当然検討され、市民が本当に利用できる、利用しやすい、そういうバスであり、タクシーを導入していただきたい。このことを申し上げておきます。

それから、73ページの非核平和関係なんですけれども、毎年2千円が平和首長会議メンバーシップ負担金として執行されております。事業成果の中では、メンバーシップ納付金により平和首長会議の活性化を図るとしているわけですが、平和首長会議の中では2017年から2020年までの行動計画として核兵器のない世界の実現、そして安全で活力ある都市の実現、この2つに取り組むんだということで、各自治体が具体化するように確認されているはずですが。

令和元年度はどのような取組に八街市では取り組んだのか、その辺について、お伺いいたします。

○片岡総務部参事

7月から8月にかけて原爆パネルの展示を中央公民館で実施し、展示しております。それにつきましては、広報やちまたに掲載しております。

○丸山委員

昨年の取組の中では、玄関前に非核平和都市宣言のまちという看板を新たに設置していただいたという、新たな取組もあったと思います。やはり来年度も、子どもたちにも本当に平和を考える、そういう時間を作っていただきたい。平和をしっかりと考えていただき、平和を守るための、そういった取組を強めていただきたい。このことを申し上げておきます。

それから75ページ、ここでは台風災害対策費ということで1億4千679万6千円の執行がございました。

この中に職員手当として7千782万9千524円とあるわけですが、これは職員何人分だったのか。それから、最長は何時間だったのか。また、臨時職員は対応したのかどうか、その辺について、お伺いいたします。

○片岡総務部参事

対応した職員は457人です。管理職はまた別としまして、時間外の9月におきましての最大値は196時間となっております。

○丸山委員

大変長時間にわたっての職員の皆さんの対応があったということで、本当にご苦労さまでした。

この中で臨時職員も実際に対応されたのかどうか、その辺についてはどうだったんでしょうか。

○片岡総務部参事

臨時職員につきましては、災害についての対応はしていません。

○丸山委員

今年度から会計年度任用職員と名称が変わっているわけですが、今後こういった特殊業務、時間外には就かせないという方針なんでしょうか。

○片岡総務部参事

基本的には、会計年度職員については、こういう災害とか時間外については対応させないと考えております。

○丸山委員

今、市の正規職員は少しずつ少なくなっていると思います。非正規職員が増えているわけですが、危険な災害対策に対応する職員は正規職員の中で対応しなければならないということだと、本当に正規職員への負担がかなり多くなってくる。

そういう意味では、市民の安全を守るという意味では、今後は正規職員を確保しておく必要があるのではないかというふうに思うわけなんですけれども、災害対策に耐え得る、そういった正規職員の確保の計画については検討されているのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○山田委員長

丸山委員、令和元年度決算書に基づく質問をお願いいたします。

○丸山委員

来年度はどうするのかと。

○片岡総務部参事

職員の配置というか、管理ということにつきましては、実際、今年度、定員管理計画の策定の事務を進めているところですので、当然、正規職員と再任用職員、それから会計年度職員も含めて、バランスのよい職員配置について検討して、協議してまいりたいと考えております。

○丸山委員

バランスがよいということは、災害に耐え得るということも当然入っているのかなど、私なりに理解いたします。ぜひ正規職員の確保をお願いしたいというふうに思います。

それから、台風災害費用なんですけれども、人件費は7千782万円という執行がされたわけなんですけれども、施設復旧、施設以外の災害復旧費の総額はどのぐらいになったのか、もう総括が出ているのではないかと思うんですが、どうなんでしょうか。

○會嶋総務部参事

まず、施設復旧は、10款の決算額で申し上げますと約8千200万円程度。それから、施設以外ということで、各款にわたっております令和元年度分の決算額が約2億6千400万円。合計で3億4千500万円程度が令和元年度の災害復旧に関わる、概ねの額になります。

実際はさらに令和2年度へ繰越している分が予算額として約8億円近く残っております。これは今、随時進めているところでございまして、また年度末にならないと額が決まらないところでございます。

○丸山委員

このうち、国、県の補助はどのぐらいになってきているのか、何パーセント程度になっているのか、つかんでおりますでしょうか。

○山田委員長

丸山委員、今の質問は10款のところをお願いいたします。

ほかに質疑はございますか。

○丸山委員

それでは10款で質問させていただきます。徴税費、75ページでお伺いいたします。

課税事務の臨時職員219万2千円とあるわけなんですけれども、これは何人分なのか、お伺いいたします。

○土屋課税課長

こちらの人数につきましては延べ36人となっております、12月から5月分までの人数となっております。延べ36人で、年度でいきますと、4月、5月、しばらくお休みが入りまして、12月、1月、2月、3月分となっております。

○丸山委員

課税課の時間外勤務の時間の累計は2千510時間だと。前年度の約2倍になっているわけですね。

これは毎年のように縮減を求めているわけなんですけれども、縮減計画があるのかどうか、その辺について、お伺いいたします。

○土屋課税課長

昨年度の時間外につきましては、時間外の主なものとしまして確定申告時の課税の計算等により時間外が発生しております。昨年度につきましては、それに併せまして、台風被害による罹災証明業務というものが発生しまして、それに伴いまして時間数が大きくなっております。

削減につきましては、時間外が多いというのは承知しております。業務の見直しなどを行っ

ていくというのも1つの効果的なことだと考えております。また、システムの改修などにより、人がやることを機械にやってもらおうと、そういったことも考えていかなければいけないと。また、最終的には人がやる部分もかなりあるものですから、人員の増員などについてもお願いしていきたいと考えております。

○丸山委員

去年は突発的な台風という被害対策の問題もあったということで、前年度よりも2倍の超過時間になったということなんですけれども、しかし、やはりその時点でも臨時職員を確保する必要があったのではないかとこのように思います。今後、やっぱり職員の皆さんの健康を害するような、こういった長時間労働というのは極力避けていかなければならない。今、課長が言われたように、適正な人員配置というのをぜひ来年度は実施していただきたいというふうに思います。

これで結構です。

○山田委員長

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

なければ、総務常任委員の質疑を終了します。

次に、総務常任委員以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○京増委員

それでは決算書65ページ、説明書は35ページをお願いいたします。

庁舎の喫煙所の設置工事について、お伺いします。

説明書によりますと、健康増進法の一部改正に伴い受動喫煙を防止するための喫煙所を設置して、市民の健康の確保ができたとあります。市民の健康確保ができたというのは、これについて、ちょっと説明をお願いします。

○會嶋総務部参事

市民の方々も含めまして、受動ですね、影響することがないように、たばこを吸わない方ですね、吸わない方に対して影響がないような形にするという目的で設置したものでございます。

○京増委員

最近では電子たばこができているということで、それについてもやはり健康には害があるんだということで、日本よりも外国などではかなりそれについては厳しい教育とか、国民にお知らせしているようなんですけれど。

喫煙所については市民の方も使っているのでしょうか。

○會嶋総務部参事

市役所を利用される市民の方、職員、あと議員の方、皆さんにお使いいただいております。

○京増委員

私はちょっと怖くて中に入れないうんですけれど、市民に害がないようにということは、中で

どうにかして処理して、害を処理しているのかなとは思いますが、中ではやはり、たばこの害が生じるのではないかと思うんですが、本当にこれは、例えば外で市民がやはり。

○山田委員長

京増委員、決算書に基づいた質問をお願いいたします。

○京増委員

分かりました。

先ほど例えば健康診断の質疑がありました。私は本当に職員の皆さんが健康で市民のために働いていただきたいと思っているんですが、このような喫煙所というのは、例えば県内のほかのところでは、やはりこんなふうに作られたんでしょうか。

○山田委員長

京増委員、決算書に基づいた質問をあくまでもお願いいたします。

○會嶋総務部参事

今、最後のほかのところというのはちょっと分からないんですが、八街市内のほかの施設という意味の、ほかのところよろしいですか、それとも団体ということですか。

○京増委員

ほかの自治体です。

○會嶋総務部参事

ほかの自治体はそれぞれやり方があろうかと思います。例えば敷地外で敷地内禁煙、ですから囲いの外へ出てしまえば、ご本人に任せるといようなことをやっている団体もありますし、八街市のように部屋を設けている団体もあります。

やり方はいろいろ、法律がありまして、その法律はちょっと忘れちゃいましたけど、法律がありまして、法律で、こういうふうにしてくれと、こういった面積の場合、公共施設の場合とか劇場の場合とか、そういったところではこういうふうにしなさいという指導がありましたので、それにのっとった形で八街市は設置したものでございます。

○京増委員

そのような喫煙所を設けるといことは、やはりたばこを吸ってもいいよということにもなるのかと思いますので、ぜひ吸うにしても、本数を少なくするとか、そういう本当に職員が健康を考えていくようなこともしていただきたいと思います。

以上です。

○山田委員長

ほかに質疑はございますか。

○桜田委員

会議は夕方5時までという約束で始まっておりまして、自分だけよければいいという話にはならないんだろうと思ひまして、私は5点ほど予定しておりましたけれども、1点だけお伺いしたいと思います。

決算書の55ページ、定例表彰関係ですが、先ほども委員から質問がありました。予算額が10万3千円ですか、決算額が6万8千円ですが、この差はどのようなことから来ているん

でしょうか。

○鈴木総務部参事

定例表彰関係の表彰の数でございますが、こちらについては正確に事前に分からないと。先ほど説明したとおり、地区またはスポーツ関連で全国大会で優秀な成績を修めた方、あるいは庁舎内の各関係役職員、そういう方を出していただいて、寄附もそうなんですが、そういう方たちをまとめて、初めて人数が確定するというところでございますので、ある程度、多めにといえますか、昨年、一昨年、過去の経緯等も踏まえて人数を大ざっぱに予算計上させていただいているということでございますので、そこで一定の、実際の表彰にあたっては乖離が生じてしまうということでございますので、その辺はご理解いただければというふうに思います。

○桜田委員

表彰規程の中に基準として8項目ありますけれども、この中に例えば防犯活動、あるいは地域の美化活動、あるいは子どもの見守り、こうしたものは含まれているのでしょうか。

○鈴木総務部参事

そちらについては区の方から改めて推薦いただければ、もちろん表彰審査会を経てということになりますが、過去においても表彰させていただいたというケースがございますので、確定したことはお伝えできませんが、十分表彰に該当する可能性があるというふうにご理解いただければと思います。

○桜田委員

例えば防犯活動で、八街は長年、犯罪の認知率がワースト1という時代がありました。しかし、現在は全国815市町村のうち525位、ワーストで考えますと下から290番目、ここまで急激に回復しています。これは当然、市長をはじめ、防犯カメラ等の設置とか、あるいは団体の皆さんとか個人の皆さんが様々な活動をしているということでございますので、ぜひそうした皆さんを表彰できるように、区長の方に内容も含めて詳しいことを説明していただきたい。

このことをお願いして、終わります。

○山田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

なければ、総務常任委員以外の質疑を終了します。

執行部の皆様に申し上げます。歳出4款、8款、10款、11款、12款に係る職員以外は退席して結構です。

委員の皆様は着座にてお待ちください。

では、次に歳出4款衛生費のうち1項7目の審査を行います。

総務常任委員の質疑を許します。

○丸山委員

それではお伺いいたします。

上水道費の中で上水道事業会計の出資をしているわけなんですけれども、負担金補助及び交付金の中で、八ッ場ダムへの出資金を実施してきているわけなんですけれども、最終年度ということで、予算では1千500万円が組まれていたわけなんですけれども、最終的にはどのぐらいの執行となったのか。それから、出資金の総額はどのぐらいになったのか、お伺いいたします。

○渡邊企画政策課長

八ッ場ダムに係る令和元年度出資分でございますが、建設時出資につきましては100万円、それからやはり建設時出資の水量割分が666万7千円でございます。

○丸山委員

総額は、今までに出した分、出資してきた総額はどのぐらいか。

○渡邊企画政策課長

これまでの出資の総額でございますが、八ッ場ダム分として、まず均等割分の出資、建設時出資が1千950万3千円、それから水量割分でございますが2億3千212万8千円、それから大きなもので、過去の起債の未稼働分の元金分の出資といたしまして277万2千円、それから過去の起債の未稼働分の利息分につきましては338万1千円でございます。

○丸山委員

2億5千万円ぐらいかと思っておりますけれども。

八ッ場ダムは計画から68年たって、今年の4月1日に運用開始となっているわけなんですけれども、この間、大変心配されてきました暫定井戸の問題なんですけどね、印旛郡市の9市町長が継続利用の要望を出してきたわけですが、県に対して出してきたんですけれども、その後の進展はどんなふうになったのでしょうか。市長、分かりますか。

○北村市長

先ほど丸山委員からご指摘のありましたことで、先般、県の企業局の方に私と副管理者、それから佐倉市長の西田市長さんと要望に参りました。どういう要望かと申しますと、水道料金について、それから人口減少の中で水量が適当かどうか等々も含めまして、印旛郡市9市町の実情を訴えてまいりました。

○丸山委員

実際に八ッ場ダムからの水を引くとなると、あと何年後に実施されるのでしょうか。

○渡邊企画政策課長

印旛広域水道の方で千葉県に対して要望を行っておりますが、現状まだ明確な回答はいただいております。今後の県の推移を見守ってまいりたいと考えております。

○丸山委員

八街市としては市の財産である井戸が使えなくなってしまう、その一方で八ッ場ダムの水を受入れなければならない。霞ヶ浦導水も完成すれば本当に導入しなければならないんですけれども、市民に対しては一切そういった情報がないわけですね。大変不安に思っています、高い水道料金になるのではないかというようなことで。もう少し、市民に対して情報がきち

んと伝わるような、そういった取組をぜひ進めていきたいと思えます。

既に市長は県に対して、実際の水あまりの中、また人口減少の中で受入れる水の量の問題に対して県にきちんと問題提起しているというようなことでありましたけれども、本当に高い水を買わなければならないとなったら、市民は本当に暮らしが大変になると思えます。そういう点で、一刻も早く情報を把握し、どのような問題があるのか、この問題に対して、どう解決しなければならないのか、その取組を積極的に進めていただきたい。このことを申し上げておきます。

以上です。

○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

なければ、総務常任委員の質疑を終了します。

次に、総務常任委員以外の質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員以外の質疑を終了します。

次に、歳出8款消防費について、審査を行います。

総務常任委員の質疑を許します。質疑はありますか。

○木村委員

では、消防費について、ちょっとご質問いたします。

185ページです。避難場所の設備事業費ということで、防災用備品という形で15万8千760円が計上されているんですけども。

前回の台風のときに避難所に避難した方たちが、避難所での毛布の提供が受けられなかったというお話をちょっと聞いたんですが、自分で持参して来いというお話もあったようなので。私はなかなか、避難するときというのは手荷物がやっとな、毛布だとか、そういう寝具類に関する設備を自分で避難所へ持ち込むというのはなかなか無理があるだろうというふうに思っているんですけども、この辺で行政側として、こういう設備、毛布関係の設備を常時ストックしていくような方法はとれないのかなということ。

ちょっと備品に関して、15万8千760円ということで内訳を見ていますと、毛布類はないんですね。いろいろと防災備蓄倉庫関係だとか、あとインバーター発電機、それから防災用のLED、プライベートルームテントだとか非常食、備蓄水というふうに載っているんですけども、毛布関係だとかという寝具的なものがなかったかなと。この辺のところはちょっとどうなっているのか、お伺いしたい。

○宮澤防災課長

毛布の備蓄につきましては、市内全部で申し上げますと約3千300枚、備蓄の方はございます。使ったりして、なかなか再利用が難しいところもありますので、その辺につきまして

は順次買い足すというんですかね、そういった形をとりたいと思います。また、今回はコロナの関係で段ボールベッドもうちの方である程度、備蓄しましたので、それと毛布は、避難者の方にはこちらで支給できるように整備していきたいと考えております。

○山田委員長

木村委員、少々お待ちください。

では、企画政策課、退出して結構です。どうぞ。

では、木村委員、質疑をどうぞ。

○木村委員

今、毛布の備蓄が3千300枚あるということで、毛布の備蓄になると管理の方も大変なのかなというふうに思っておりますけれども、自衛隊等が来てくれたときには自衛隊なんかからもそういう毛布類の供給をしてもらえるのかなと思いますけど、ただ、一般市民が避難するときに、そういうものはちょっと持ち運べないと、そういう苦情みたいなものがありましたので、行政側で、避難所である程度準備していただきたいなという思いがありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、防災組織の資材の購入補助金というのが200万円計上されていて、各防災組織を立ち上げると1組織に対して50万円ということで、年間4団体ですか、補助金をいただいているような形になっているんですけれども、申請したとき、その年に6団体の申請があったとしたときは、2団体はどうしても翌年に回されてしまうんですかね。その辺のところの幅を持たせてくれるといいなと。今回は最初の予算額が250万円で、決定額が200万円になっていますので、この辺のところももう少し予算額として多めにとっていただいて、後で、なければそれで翌年に繰越してもらおうとか、その辺の対応ができるかどうか、ちょっとお伺ひいたします。

○宮澤防災課長

自主防災組織の設立時の補助金ということで1団体50万円なんですけれども、仮に予算が不足した場合には、担当課といたしましては補正等で対応したいと考えております。

○木村委員

ありがとうございました。

○山田委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

○林（政）委員

187ページの非常備消防団について、お伺ひします。

八街市の成果の説明書によれば、平成31年4月1日現在、消防団員数が378人ということになっております。現在、消防団員の確保に大変難儀しております。八街市の消防団条例には年齢の制限がないんですけど、実際に消防団に入ろうとすると、年配者はなかなか入れないというような、何というんでしょうかね、慣例みたいなものがあるんですけど、そういうものはマンパワーが必要なんですけれども、この辺ははっきり、消防団員の募集要項にき

ちんと入れて募集すべきだと思うんですけど、いかがでしょうか。調べておいてください。

その間に、市長にちょっとお伺いします。

市長もかねがね、消防団員の活躍には、特に災害時の活躍については本当に、何というか、賛辞を惜しんでいないところをお見受けいたします。かねてからの懸案でございます、団員の手当、基本手当ですね、これが八街市は2万5千円、佐倉市は3万6千円、酒々井町は3万5千円。やはり少なくとも佐倉市並みに引き上げるべきだと。500万円ぐらいかかりますけど、市長決裁でできることですので、市長いかがでしょうか、来年度から、令和2年度から、これは令和元年度の決裁ですので、令和2年度から。明言していただけますか。

○北村市長

消防団につきましては、日頃、今年の台風15号、19号、その後の大雨等々で本当に献身的に市民のための活動をしていただいております、改めまして、この席をおかりして各消防団員のご労苦、活動にまずは敬意を表するところでございます。

今、消防団の待遇改善ということで林委員の方からご質問がございました。今般、出動手当等々の改善を図ったところでございますけれども、さらなる消防団員の待遇改善については考えなければいけないと常々思っております。日頃の消防団員の行動を鑑みまして、さらなる検討ができるかどうか、内部で調整しながら、私の考えも反映させた、消防団員の待遇改善に努力してまいりたいと思っております。

○林（政）委員

市長の意気込みは分かったんですけど、いまひとつ、決裁のお言葉がないんですけど、やる、やらないという言葉がないんですけど、いかがでしょうか。

○山田委員長

林委員、令和元年度決算書に基づく質問をお願いします。

○林（政）委員

いや、この決算書に基づいて言っているんですよ。

○大木総務部長

消防団の報酬につきましては、消防団の活動は去年の台風のときに、それこそ72時間、3日間ぶっ続けで、かなりの数の分団に排水活動をやっていただきました。これについては頭が下がる思いでございます。今、林委員が言われましたとおり、報酬額がかなり低いということは私も感じております。佐倉市、酒々井町、八街市の中でも、八街市だけが断トツで低いということで、これにつきましては前向きに検討させていただきたいというふうに考えております。

○林（政）委員

ありがとうございました。

消防団員は本当に自分の職業を持ちながら日夜やっていただいております。ぜひ、今、総務部長のおっしゃったように、そういう方向で頑張っていただきたいと思います。

以上。

○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

○丸山委員

それでは、避難所の問題なんですけれども。

今回は台風が千葉県には来なかったので、ほっとしているところなんですけれども、こうした台風シーズンを迎えている中で、万が一、避難所に避難しなければならない、そういう事態になったときに、コロナ対策で避難所の受入可能人数がかなり縮小されているわけですね。そういった問題に関して市民に、この避難所はどのぐらいの避難者を受入れ可能ですよ、あるいは、この避難所に地域の方はどうぞと、そういった市民に分かりやすい周知というのをしておかないと大変なことになるのではないかなというふうに思うんですが、その辺についてはどのように検討されているのか。

○山田委員長

丸山委員、決算書のページ数を明示してください。

○丸山委員

失礼しました。避難所整備事業、185ページです。

○宮澤防災課長

今、丸山委員がおっしゃったとおり、コロナの関係で確かに今までの、従前の収容人員は入れない状況になっているところなんです。以前につきましては、八街市は避難所ごとに、どこの人がどこの避難所へ行くというのが明確になっていなかったところがあります、収容人員は出ていたんですけれども。今その辺をちょっと見直しております、ここの地域の方は、ここの避難所へということを検討しているところであります。でないと、結局みんなが1か所へ行ってしまうと、入れません。九州の雨のときにそういうことがあったみたいですが、そういったことがないように、絶対数は足りないんですけれども、ある程度、学区とかで、ここの学区の方はここの避難所にとりあえずのものを、これから住民等に周知して、お願いするような形をとっていきたいと考えております。

○丸山委員

緊急を要する問題ですから、そういった取組にぜひ積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それと、185ページの防災費で、成果の説明書では256ページ。

防災メールの登録数が2千件の増になったということで報告がありますけれども、実際に防災メールに登録されている総数はどのぐらいあるんでしょうか。

○宮澤防災課長

登録数につきましては、直近で調べました9月16日現在で登録者数が5千40人となっております。

○丸山委員

防災無線が聞きづらい地域、あるいは高齢者、要支援世帯に対しては防災メール等を活用していただきたいんだと、この間の答弁があったんですけど、しかし実際には携帯電話を持たない高齢者もいるわけで、そういった点では確実に情報を伝える対策、手段、それを具体化

しておく必要があるのではないのかと感じるんですけども、その辺については防災メールだけでは対応できないと思いますが、その辺はどうなんでしょうか。

○宮澤防災課長

防災メールが有効ではあるんですが、確かにメールをやられていない方もいらっしゃると思います。そちらの方につきましては、例えば地元の自主防災組織とか区の方々、そういった方々のご協力を得まして、共助というんですかね、ご近所の方はご近所の方で見てもらう、そういった形を今すぐとれるというわけではないですが、そういった形でお願いしていくのが一番有効ではないかなと考えております。

○丸山委員

先ほども木村委員から質問が出ていました、自主防災組織をどんどん作っていく必要があるんだよということで、そこに対する補助金ということで出ていましたけれども、やっぱり今、課長が答弁されたように、自主防災組織をどれだけ八街市内に作っていくのか、これも緊急に早期に設置していかなければならないのではないかなと。

ですから、そういう意味では自主防災組織に対する補助金を毎年4件だけですと、200万円という予算計上をされているけれども、もう少しテンポを上げた取組を積極的にやっていく、それが必要じゃないかなと。ですから、来年度予算の中ではもう少しテンポを上げた取組をぜひとも進めていただきたい。やっぱりこれが市民協働にもつながっていく。そういう意味では積極的に取り組みを進めていただきたいなというふうに思います。

それから、消防団の処遇改善につきましては、先ほど来、質問がございました。検討されていくということなんですけれども、これは地方交付税で措置されているということで、予算財源は国から来ているわけなんですけれども、先ほど来、地方交付税が大きくゆがめられている中で、やりくりが本当に大変かと思っておりますけれども、ぜひ消防団の皆さんの処遇改善を来年度は図っていただきたい。このことを申し上げまして、私の質問を終わりにいたします。

○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

○石井委員

それでは2点、確認させていただきます。

決算書の187ページ、佐倉市八街市酒々井町消防組合費について、ご質問いたします。説明書の257ページでございます。

委託料、南部出張所の用地の測量業務、そして出張所の購入費が確定されています。

進捗状況をちょっと確認させてください、どのようになっていますでしょうか。

○宮澤防災課長

ただいま、今年度は実施設計の方を行っております。防災課の職員もそちらには参加しているんですけども、消防組合の方で行っております、新築工事の契約予定が令和3年7月で、完成予定が令和4年10月頃という予定になっております。

○石井委員

ありがとうございます。

今後の建設に向けての負担割合についてはどのようなようになっているのでしょうか。

○宮澤防災課長

負担割合につきましては通常の組合の分担金の分担割合で、八街市は具体的に言うと28パーセントちょっとになると思われます。

○石井委員

分かりました。

消防組合の副管理者の北村市長にちょっとご質問させていただきたいと思います。

私も消防議会で勉強させていただいたんですけども、市長は副管理者ということで、出張所建設に向けては、市長、どのような思いか、ちょっと一端を述べていただければありがたいなと思います。

○北村市長

実は消防組合議会の正副管理者会議でも申し上げたんですけども、南部出張所の中の環境が大変不備だということで、かねがね地域の要望の中にも改善、見直しを行って欲しいという要望が長い間ございました。それを踏まえまして、佐倉市八街市酒々井町消防組合の正副管理者の会議の中で私も申し上げましたし、消防組合議会でも報告してまいりまして、了解を得たところでありまして、南部出張所の待遇改善を含めた新しい庁舎が、南部出張所ができるということは、私にとっても、南部地域の安全安心にもつながりますし、八街市全体の安全安心にもつながってくることで、八街市にとって大変喜ばしいことだと思っております。

○石井委員

ありがとうございます。

防災力の市全体の向上につながるということで理解しております。これからどうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

最後に1点、決算書の189ページ、説明書はちょっとないんですけども、市町村総合事務費、19の負担金補助及び交付金の公務災害見舞金支給及び賞じゅつ金授与事務負担金、これについてちょっと教えていただけますでしょうか。

○山田委員長

答弁できますか。

○宮澤防災課長

これにつきましては、消防団員が公務災害に見舞われた場合のお見舞金、また退職保証金につきまして事務組合の方で行っていただいております、消防団員の条例定数分に対する負担金となっております。

○石井委員

昨年の公務災害、いわゆる災害に対して消防団員に先ほど活躍していただいたということのものではなくて、定数480の中の相対的な見舞金及び事務負担金の扱いになるのか、もう一回確認させてください。

○宮澤防災課長

これにつきましては毎年負担金として支払っているんですけども、通常の消防団の業務の

中で仮に公務災害に遭った場合の見舞金とか、あと退職されたときの退職金の掛金でございます。

○石井委員

分かりました。ありがとうございました。

○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

○木内委員

決算書の185ページ、説明書は256ページなんですけれども、先ほども防災メールの件がありましたけれども、メール等をやらない方についてはフリーダイヤルが非常に有効であるというふうに私は考えますが、この中でフリーダイヤルの維持費についてはどのぐらいの予算になっていますでしょうか。

○宮澤防災課長

すみません。ちょっと後ほど確認してお答えいたします。

○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

なければ、総務常任委員の質疑を終了します。

次に、総務常任委員以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○山口委員

すみません、1点だけ質問させていただきます。

187ページの消防施設整備事業費になります。

防火水槽についてなんですけれども、令和元年度は耐震性貯水槽設置工事ということで山田台の方に設置されましたが、やはり八街市内は10トン水槽がかなり多くありまして、水位がないと、非常時に水で消せないという状態に陥っております。今現状、大分壊れておりまして、水槽の数が年々減っているというか、更新できないというような状況ですが、計画等々を踏まえて、1基ですけれども、今後の考えをお伺いします。

○宮澤防災課長

防火水槽につきましては、確かに十分な数があるとは考えておりません。ただ、防火水槽の用地の確保の方がかなり、うちの方で買上げるわけにはいかないの、今現在は用地を提供いただいて防火水槽を作っているという問題がありますので、ちょっとその辺がクリアできれば、計画的に整備していきたいと考えております。

○山口委員

これは各地域の消防団員がとても危惧しております。このまま行くと10トン水槽がほとんど使えないという話もやっぱり出ている中で、やはり用地の確保というのは区長さんを中心に協力いただく、話を進めていただくということが大事だと思います。その点についてはどのような考えなのか、お伺いします。

○宮澤防災課長

今、山口委員がおっしゃったとおりだと思います。うちの方からも区の方に積極的に働きかけて、用地の提供をいただければと考えております。

○山口委員

ぜひとも、予算も含めて考えていただきたい、前に進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

なければ、総務常任委員以外の質疑を終了します。

次に、歳出10款災害復旧費4項1目のうち、交通安全施設整備災害復旧事業費、その他公共施設災害復旧事業費及び消防施設災害復旧事業費について、審査を行います。

総務常任委員の質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

なければ、総務常任委員の質疑を終了します。

次に、総務常任委員以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員以外の質疑を終了します。

次に、歳出11款公債費について、審査を行います。

総務常任委員の質疑を許します。

○林(政)委員

主要施策の7ページですね。

市債の一覧表が出ているんですけども、これを見ると、先般、銚子信用金庫の0.9パーセントの質問をしましたが、千葉みらい農業協同組合というのがほとんどなんですけれども、先ほどの参事の話によると、入札というか、そういう中で、たしかいろいろ、八街市内にもいろいろな金融機関があるのに、千葉みらい農協が一番低金利の金利を提供している、あるいは提供したということで、千葉みらい農業協同組合が並んでいるんでしょうか。

○會嶋総務部参事

おっしゃるとおり、こちらは先ほど申し上げましたとおり、入札によって借入先を決めておりますので、偶然にも千葉みらい農業協同組合が低利率で引受けているということでございます。

○林(政)委員

確認ですけど、恣意的に千葉みらい農協に融資をお願いしているということではなくて、あくまでも今、参事がおっしゃられたように、公平に、そういう入札を実施した結果、千葉みらい農業協同組合ということになっているという確認でよろしいでしょうか。

○會嶋総務部参事

市内、市中の金融機関の全てに通知をお出ししてお願いしている結果、中にはご辞退というところもございますが、これはあくまで結果論でございます。

○山田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

なければ、総務常任委員の質疑を終了します。

次に、総務常任委員以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員以外の質疑を終了します。

次に、歳出12款予備費について、審査を行います。

総務常任委員の質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員の質疑を終了します。

総務常任委員以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員以外の質疑を終了します。

以上で、歳入全款及び総務常任委員会所管事項の審査を終了します。

お諮りします。

本日の会議はこれで終わりにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

ご異議なしと認めます。

明日は午前9時から引き続き特別委員会を開催し、経済建設常任委員会所管事項の審査を行います。

ご苦労さまでした。

(延会 午後 4時42分)